



# 鳥取県公報

平成18年4月11日(火)  
号外第83号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 包括外部監査の結果の公表(6) ..... 1

### 監査委員会公告

#### 鳥取県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人植田昭から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成18年4月11日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

平成17年度鳥取県包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

##### 2 選定した特定の事件

商工労働部における補助金及び貸付金

##### 3 監査の対象を選定した理由

鳥取県の平成16年度の当初予算を見ると、歳入総額に占める県税収入の割合は約11パーセントと低く、地方交付税は約29パーセント、国庫支出金は約20パーセントをそれぞれ占めるなど、財政は国からの収入に大きく依存している。

国も自治体も、ともに財政が逼迫<sup>ひっ</sup>する中、支出を削減するだけでは縮小均衡に陥るだけであり、積極的に自主財源の増強を図るとともに、民間需要を掘り起こし、活力ある地域経済を取り戻すことは、鳥取県にとって喫緊の課題である。

様々な指標が日本経済の景気回復を示す一方で、鳥取県の経済は未だに明るい兆しが見えてこない。これまで地域の雇用を下支えしてきた土木建設業が公共事業の減少に伴って疲弊しており、大手メーカーの工場

が海外生産へと移転する状況を考えると、これらの産業に代わる新たな産業の勃興が期待されるところである。

そのような状況下で、鳥取県の実行する商工労働政策の重要性は益々高まっている。鳥取県が国への経済的な依存を弱め、自立した地域経済を確立していくためには、当然のことながら経済基盤を強固なものにしていく必要があり、その舵取りを担う鳥取県の商工労働政策に県民の注目と期待が集まるのは当然である。しかし、その一方で鳥取県が担うべき役割に対し、過度の期待が集まることは、県内業者の自立を阻害する要因となる。どこまでを行政が担うべきか、あるいは担うことが可能なのか、そのようなことを明らかにすることも含めて、鳥取県の実行する商工労働政策の重要性は高まっているのである。

平成16年度において鳥取県は、重点課題として「雇用の創出」と「産業の振興」を掲げて様々な対策を行った。その中核を担うのが商工労働部による政策であり、具体的な方法としては、目的に応じて様々な条件を付して実行される補助金や貸付金である。

商工労働部は県民生活を支える雇用の場の確保と地域を支える産業の振興を主要施策とし、これらを達成するための方法として補助金や貸付金を活用してきた。自立した地域の経済基盤を構築するためには、これらの施策が効率的かつ効果的に実行され、確かな成果を上げることが望まれるところである。

以上の理由から、商工労働部における補助金及び貸付金を本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

#### 4 監査を実施した期間

平成17年4月1日から平成18年3月21日まで

#### 5 実施した監査の方法

補助金及び貸付金が、県が定めている基準に従って適法に処理されているかどうか及び効率的な運用ができていないかどうかを担当者に対しヒアリングを行い、必要に応じて相手先に往査を実施し、書類等を閲覧して内容を確認した。

#### 6 包括外部監査人の資格及び氏名

・公認会計士 植 田 昭

#### 7 監査の事務を補助した者の資格及び氏名

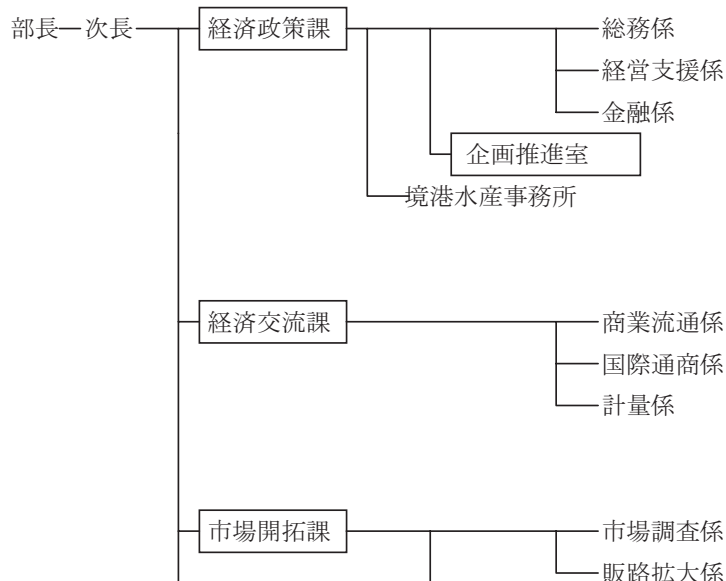
・公認会計士 入 江 道 憲

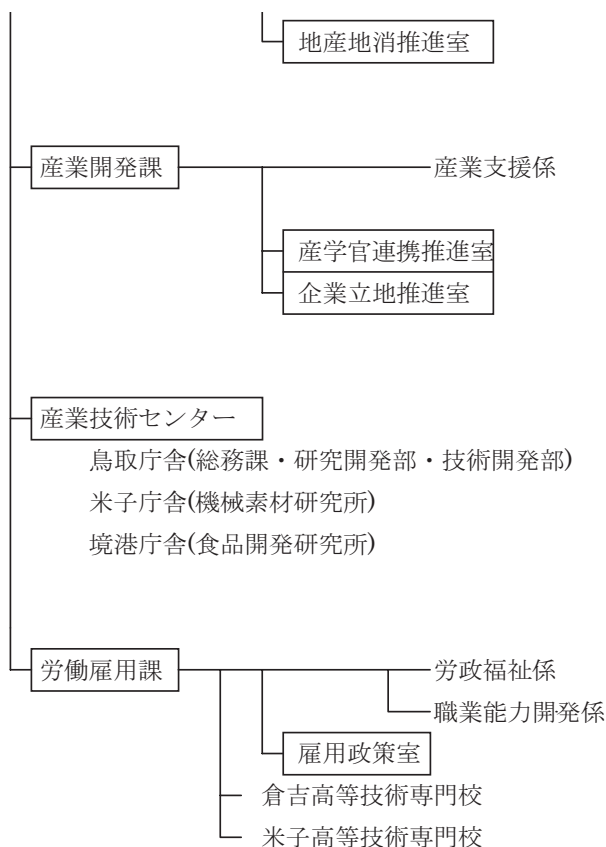
・公認会計士 伊 木 隆 司

#### 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

### 第2 商工労働部組織図





第3 補助金

1 平成16年度普通会計補助金支出済額

(単位：円)

部 局 名	補 助 金 支 出 済 額
商工労働部	3,273,906,414
経済政策課	1,562,954,726
経済交流課	281,628,699
産業開発課	504,771,117
労働雇用課	874,647,320
市場開拓課	49,904,552
防災局	31,116,652
総務部 (人権局を含む)	6,265,835,357
企画部	1,374,305,207
文化観光局	365,880,118
福祉保健部	22,612,363,993
生活環境部	3,684,601,629
農林水産部	6,822,805,383
県土整備部	745,572,638
教育委員会	737,430,213
警察本部	37,282,646
合 計	45,951,100,250

平成16年度普通会計補助金支出済額(繰り越し分を含む。)は約460億円であり、そのうち今回の包括外部監査の対象となった、商工労働部の補助金は約32億7千万円であり補助金全体の約7パーセントにあたる。

2 補助金一覧表

(単位：円)

補助金の名称	交付の相手先	交付金額
小規模事業経営支援事業費補助金	商工会議所及び商工会 商工会連合会	915,898,303
鳥取県中小企業団体中央会事業費補助金	鳥取県中小企業団体中央会	114,529,122
鳥取県地域中小企業支援センター補助金	鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商 工会議所	23,257,990
鳥取県運輸事業振興助成補助金	社団法人鳥取県バス協会 社団法人鳥取県トラック協会	124,518,162
組合活動新展開交流メッセ開催事業補助金	鳥取県中小企業団体中央会	800,000
中小企業団体女性経済人交流事業費補助金	鳥取県中小企業団体中央会	486,603
SOHO開業支援事業費補助金	9件	2,383,043
境港水産加工業連携促進事業費補助金	境港市	2,500,000
建設業新分野進出研究調査事業補助金	29件	27,042,538
信用保証料負担軽減補助金	鳥取県信用保証協会	273,140,336
震災対策商工業復興支援緊急対策事業信用 保証料軽減補助金	鳥取県信用保証協会	38,448,372
震災対策商工業復興支援緊急対策特別事業 利子補助金	8件	23,457,988
鳥取県CLO信用保証料軽減補助金	鳥取県信用保証協会	9,515,830
食肉処理販売等特別資金利子補助金	2件	663,442
資金需要者利益保護対策補助金	社団法人鳥取県貸金業協会	299,997
小規模企業者等設備貸与円滑化補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	3,643,000
小規模企業者等設備貸付事務補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	2,370,000
中心市街地等商店街施設整備補助事業	日南町商工会	12,950,000
弥生にぎわい拠点整備事業	鳥取本通商店街振興組合	227,116,000
コミュニティ施設活用商店街活性化事業	社会福祉法人地域でくらす会 東倉吉町商店街振興組合	2,000,000
商店街振興組合指導事業費補助金	鳥取県商店街振興組合連合会	2,000,000
商業活動新規参入支援事業補助金	鳥取市他2件	16,153,949
にぎわいのある商店街づくり事業補助金 (平成7年度)	鳥取市他3件	10,979,331
まちなか高校生「なんDEMOショップ」支 援事業補助金	鳥取市他1件	1,458,396
境港貿易振興会補助金	境港貿易振興会	4,817,000
県内企業海外展開支援事業費補助金	9件	3,988,000
株式会社さかいみなと貿易センター利子等 補給補助金	株式会社さかいみなと貿易センター	728,816
鳥取県企業立地事業補助金(昭和61年度)	4件	142,946,900
崎津団地基盤整備等補助金(平成10年度)	米子市	4,554,091
米子崎津地区中核工業団地承水路維持管理 費補助金(平成11年度)	米子市	1,359,750
境港竹内工業団地企業立地促進補助金(昭 和62年度)	6件	30,100,000
実験操業スペース入居支援事業補助金(平 成15年度)	1件	32,356,000
中小企業経営資源強化対策費補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	186,512,022
中小企業IT対応人材育成支援補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	3,712,252
中小企業経営革新支援事業費補助金(経営 革新型)	1件	6,482,520

中小企業経営革新支援事業費補助金（集積型）	財団法人鳥取県産業振興機構	686,265
鳥取県やる気のある企業支援補助金（企業化支援）	15件	23,572,301
鳥取県やる気のある企業支援補助金（独自技術型）	16件	13,430,560
鳥取県創造的中小企業育成支援事業管理運営費補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	3,528,502
とっとり技術・特産品PR補助金	18件	2,283,060
鳥取県ビジネスパートナー発掘支援事業費補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	8,147,250
産学共同研究助成事業費補助金	16件	35,189,850
とっとり産業技術フェア開催補助金	財団法人鳥取県産業振興機構	5,146,785
特許情報利用促進事業費補助金	社団法人発明協会鳥取県支部	4,644,009
社団法人発明協会鳥取県支部補助金（昭和51年度）	社団法人発明協会鳥取県支部	110,000
市町村緊急雇用創出特別基金事業補助金（平成13年度）	鳥取市他23件 米子市	714,408,932 17,024,757
鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金	社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会	8,500,610
鳥取県シルバー人材センター運営助成事業費補助金	三朝町他2町	1,056,180
財団法人ふるさと鳥取県定住機構運営費補助金（平成6年度）	財団法人ふるさと鳥取県定住機構	14,356,421
鳥取県労働移動受入奨励金（平成15年度）	3件	60,300,000
鳥取県労働者福祉協議会補助金（昭和47年度）	財団法人鳥取県労働者福祉協議会	3,750,000
鳥取県職業能力開発協会費補助金	鳥取県職業能力開発協会	40,889,000
認定訓練助成事業費補助金	鳥取県中部建築工務士会他5件	13,494,000
鳥取県職場適応訓練受講者組合補助金	鳥取県職場適応訓練受講者組合	11,862
技能振興推進事業費補助金（平成9年度）	鳥取県技能士会連合会	657,000
鳥取県事業主団体等委託訓練生組合補助金	鳥取県事業主団体等委託訓練生組合	198,558
鳥取県地産地消推進事業費補助金（平成12年度）	鳥取市	1,728,000
鳥取県地産地消推進事業費補助金（平成12年度）	財団法人日本きのこセンター	1,000,000
鳥取県地産地消推進事業費補助金（平成12年度）	鳥取県生活改善実行グループ連絡協議会他4件	1,073,480
鳥取県地産地消推進事業費補助金（平成12年度）	鳥取いなば農業協同組合他30件	7,195,508
日本産ブランド輸出促進事業費補助金（平成16年度）	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	3,500,000
おいしい鳥取PR推進事業費補助金（平成16年度）	大山乳業農業協同組合他8団体	6,437,000
おいしい鳥取PR推進事業費補助金（平成15年度）	鳥取県産魚PR推進協議会	1,000,000
おいしい鳥取PR推進事業費補助金（平成15年度）	鳥取県漁業協同組合他2団体	608,056
長寿20世紀梨の鳥取イメージ発信事業費補	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	1,500,000

助金 (平成16年度)		
平成16年度鳥取県物産展IN台湾実行委員会負担金	平成16年度鳥取県物産展IN台湾実行委員会	9,400,308
鳥取県特産品付加価値向上事業費補助金	15件	1,957,119
鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金 (平成16年度)	鳥取県おいしい梅酒開発研究会他7件	5,808,875
とっつりの匠支援事業費補助金 (平成16年度)	中部陶芸協会他14件	1,829,206
鳥取県ふるさと産業規模拡大事業費補助金 (平成16年度)	鳥取市他6件	6,267,000
伝統産業人材育成県外派遣事業費補助金 (平成16年度)	法勝寺焼 松花窯	600,000

上記の補助金の内容については、各補助金の担当者呼び説明を受けた。

その結果、問題となるような事項はなかったが、商工会等に対する小規模事業者経営支援事業費補助金、鳥取県中小企業団体中央会事業費補助金、鳥取県運輸事業振興助成補助金、鳥取県信用保証協会に対する補助金、財団法人鳥取県産業振興機構に対する補助金について検証する。

ただし、鳥取県信用保証協会に対する補助金については、貸付金のところで検討し、財団法人鳥取県産業振興機構に対する補助金については、財団法人鳥取県産業振興機構のところで検討する。

### 3 補助金について

補助金とは、事業、研究の育成等公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。

補助金には、交付の根拠が、法律等に基づくもの（法律補助）と予算措置のみに基づくもの（予算補助）がある。また、補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの（定率補助）と、その他の観点から決定するもの（定額補助）がある。

補助金は、公益性のある事業に対して支出することにより行政が目的としている政策を間接的に実行しようとするものであり、例えば、社会福祉事業のような一般の企業では採算が取れないために行われにくい事業、農業や伝統産業など市場原理に任せておけば衰退する可能性がある産業、又は育成したい産業等に対して支援するものである。ところが、反対給付のない金銭的給付であるため、一度支出すると既得権益化し、削減しづらくなる。また、公益上の必要性が抽象的、相対的であるため補助の要否に関する客観的な基準の確立が困難になってきている。

そこで、補助金そのものでなく、補助対象経費が、本当に補助金の意図しているところの達成に必要なものかどうか、また、効率的に機能しているかを検討してみたい。

#### 3. 1 鳥取県運輸事業振興助成補助金

##### 3. 1. 1 鳥取県運輸事業振興助成補助金の概要

###### ア 交付金制度の創設

昭和51年度の税制改正において、地方道路財源充実の見地から自動車関係諸税の全般的な見直しが行われ、その一環として軽油引取税が30パーセント引き上げられたが、営業用トラック等については、当面その公共性等を考慮し、公共輸送機関として輸送力の確保、輸送コストの削減等を図るため施策を講ずることが必要とされた。

このため、運輸省及び自治省は、通達をもって運輸事業振興助成交付金制度を創設した。この交付金は、営業用トラック・バスに係る軽油引取税の130分の15に相当する額を補助金として、各都道府県が当該都道府県のトラック協会・バス協会等に交付するものとされた。

この交付金は、地方自治法第232条の2の規定に基づいて支出する補助金とされ、地方交付税の基準財政需要額の算定においても、その所要額の算入措置が講じられ、その適切な運用を通じて地域交通における輸送サービスの改善と充実を図ることとされたものである。

## イ 交付金の対象事業

(ア) 震災等の災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等の交通安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業

(イ) バスターミナル、トラックターミナル、共同輸送サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備及び運営に関する事業

(ウ) バス乗継機能の強化、トラックの輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成

(エ) 運転者、乗務員のための共同休憩施設及び共同福利厚生施設の整備及び運営に関する事業

(オ) 車両等の買い替え、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安定確保等に要する融資を円滑にするための基金の造成

(カ) バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業((イ)を除く)に対する出捐

ウ 上記の対象事業を平成15年12月定例県議会での知事答弁を受けて通達に基づく制度を見直し、独自に平成16年度の対象事業を下記のとおりに定めた。

補助事業	補 助 対 象 経 費	
	社団法人鳥取県トラック協会	社団法人鳥取県バス協会
(1) 安全運行の確保等の交通安全対策、事故防止対策に関する事業及び震災等災害発生時における緊急物資輸送体制整備事業	運行管理者講習受講助成費 運転者適正診断受診助成事業費 運転記録証明の取得費 速度抑制装置助成事業費 反射テープ普及促進助成事業費 交通安全対策費 事故防止対策事業費 防災訓練参加費 緊急物資輸送対策事業費 事務管理費その他の経費	運行管理者講習受講助成費 運転者適正診断受診助成事業費 運転記録証明の取得費 運転者手帳作成費 交通安全ポスター作成費 運転者教育用車椅子導入事業費 事故防止対策会議開催費 危険予知訓練用CD-ROM購入費
(2) 自動車交通公害対策等環境の保全に資する事業	ディーゼル微粒子除去装置助成費 低公害車導入促進事業費 蓄冷式クーラー購入助成事業費 環境保全対策事業費 グリーン経営研修開催費 ETC普及促進事業費 その他事務管理費	ディーゼル微粒子除去装置助成費
(3) 輸送秩序確立事業、労務対策事業及びトラック事業者の経営の近代化、情報化を促進するための事業	輸送秩序確立対策会議費 荷主との懇談会開催費 事業者研修会参加費 労働問題啓発対策事業費 労働問題関係会議、研修会等参加費 経営基盤強化対策事業費 中小企業振興対策費 情報化対策事業費 人材育成開発推進事業費 その他事務管理費	
(4) トラック輸送の適正化を図るための	適正化指導員人件費及び出張旅費 車両関係費及び事務所管理費	

事業、適正化啓発事業	指導員連絡会議開催費 適正化評議委員会開催費 苦情相談、苦情処理業務費 「とらっく鳥取」発行費 「トラックの日」事業費 交付金運営委員会開催費 その他事務管理費	
(5) パスターミナル、バス停留所等の整備運営に関する事業		バス停留所標識整備事業費 バス案内板設置事業費
(6) バスの乗り継ぎ機能の強化等公共交通利用の促進その他公共利便の増進に資するための事業		バス総合時刻表作成費 環境美化対策事業費 共通バスパス作成事業費 公共交通利用促進事業費 観光キャンペーン実行委員会負担金 バス活性化委員会開催費 交付金事業推進事務費
(7) 車両等の買替え、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安定確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成事業	近代化基金造成事業費	
(8) バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行う事業に対して出捐する事業	社団法人全日本トラック協会への出捐事業費	社団法人日本バス協会への出捐事業費

これについて、平成16年度の実績報告書を具体的に見てみる。

### 3. 1. 2 社団法人鳥取県トラック協会

#### (1) 安全運行の確保等の交通安全対策、事故防止対策に関する事業及び震災等災害発生時における緊急物資輸送体制整備事業

・ 運行管理者講習受講助成費	1,341,508円
・ 運転者適性診断受診助成事業費	4,282,600円
・ 運転記録証明の取得費	1,834,000円
・ 速度抑制装置助成事業費	13,720,000円
・ 反射テープ普及促進助成事業費	28,000円
・ 交通安全対策費	920,019円
・ 事故防止対策事業費	1,821,515円
・ 防災訓練参加費	45,570円
・ 緊急物資輸送対策事業費	1,088,552円
・ 事務管理費その他の経費	181,890円



(2) 自動車交通公害対策等環境の保全に資する事業	
・ディーゼル微粒子除去装置助成費	3,987,000円
・低公害車導入促進事業費	2,465,000円
・蓄冷式クーラー購入助成事業費	187,500円
・E T C普及促進助成	1,597,500円
・環境保全対策事業費	118,082円
・グリーン経営研修開催費	361,917円
・その他事務管理費	165,135円
(3) 輸送秩序確立事業、労務対策事業及びトラック事業者の経営の近代化、情報化を促進するための事業	
・輸送秩序確立対策会議費	4,695,677円
・荷主との懇談会開催費	123,980円
・事業者研修会参加費	472,060円
・労働問題関係会議、研修会等参加費	1,007,840円
・経営基盤強化対策事業費	29,400円
・中小企業振興対策費	267,260円
・情報化対策事業費	1,065,886円
・人材育成開発推進事業費	2,717,735円
・その他事務管理費	74,057円
(4) トラック輸送の適正化を図るための事業、適正化啓発事業	
・適正化指導員人件費及び出張旅費	10,747,320円
・車両関係費及び事務所管理費	2,135,369円
・指導員連絡会議開催費	58,890円
・適正化評議委員会開催費	305,231円
・苦情相談、苦情処理業務費	271,340円
・「とらっく鳥取」発行費	5,123,158円
・「トラックの日」事業費	1,370,542円
・交付金運営委員会開催費	304,490円
・その他事務管理費	1,309,312円
(5) 車両等の買替え又は物流施設の整備に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成事業	14,876,665円
(6) トラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行う事業に対して出捐する事業	27,034,000円
3. 1. 3 社団法人鳥取県バス協会	
(1) 安全運行の確保等の交通安全対策、事故防止対策に関する事業	
・運行管理者講習受講助成費	473,430円
・運転者適性診断受診助成事業費	611,600円
・運転記録証明の取得費	401,800円
・運転者手帳作成費	378,000円
・交通安全ポスター作成費	420,000円
・運転者教育用車椅子導入事業費	49,600円
・事故防止対策会議開催費	63,400円
・危険予知訓練用CD - ROM購入費	52,500円
(2) 自動車交通公害対策等環境の保全に関する事業	
・ディーゼル微粒子除去装置助成費	804,000円

- |   |            |
|---|------------|
| (3) バスターミナル、バス停留所等の整備運営に関する事業                 |            |
| ・バス停留所標識整備事業費                                 | 3,218,474円 |
| ・バス案内板等設置事業費                                  | 2,555,470円 |
| (4) バスの乗り継ぎ機能の強化等公共交通利用の促進その他公共利便の増進に資するための事業 |            |
| ・バス総合時刻表作成費                                   | 1,134,000円 |
| ・環境美化対策事業費                                    | 633,780円   |
| ・共通バスバス作成事業費                                  | 795,795円   |
| ・公共交通利用促進事業費                                  | 373,280円   |
| ・鳥取県観光連盟負担金                                   | 1,000,000円 |
| ・交付金事業推進事務費                                   | 84,033円    |
| (5) バス事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行う事業に対して出捐する事業 |            |
| ・社団法人日本バス協会への出捐事業費                            | 3,333,000円 |

### 3. 1. 4 監査の結果

平成16年度の鳥取県運輸事業振興助成補助金は、以下の点を除いて鳥取県運輸事業振興助成補助金交付要綱に沿った処理がなされている。

#### 【指摘事項】

社団法人鳥取県バス協会が支出している鳥取県観光連盟負担金は、補助対象経費となっていないにもかかわらず支出されている。

これは、以前は、鳥取県観光キャンペーン実行委員会があり、同委員会に対する負担金は補助対象経費になっていたが、同委員会が鳥取県観光連盟に統合された後も、同額の支出をしていたために発生したものである。

県からの補助金を会費として負担することは、バス協会をトンネルとした鳥取県観光連盟に対する補助金となり好ましくない。

鳥取県観光連盟に対して負担するのであれば、観光キャンペーンという特定の事項に限定すべきである。

### 3. 1. 5 監査の結果に添えて提出する意見

上記の支出を鳥取県運輸事業振興助成補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の目的に照らして吟味していく。

この補助金の目的は、要綱の第2条で「県内の貨物運送事業者及びバス事業者の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の確保等を促進し、公共の利便の増進に寄与することを目的として交付する」と明示されている。

この目的に照らしてまず疑問に思われるものは、輸送秩序確立対策会議費である。輸送秩序確立対策会議費の内容を見ていくと、その中身は、通常総会開催費、理事会開催費、各地区協議会開催費及び出席旅費となっている。また、通常総会費の補助簿を閲覧すると、驚くことに中部及び西部の会員の送迎バス代まで計上されている。輸送秩序確立対策会議費は、いかに輸送秩序を確立し、事故防止に役立てるかが本来の対策費であると思われるが、実際に補助金を使っているのは、どの業界でも開催している総会、理事会に要する費用であり、補助金の趣旨からはズレていると思われる。そうであるならば、これは協会の会費でまかなわれなければならないものであり、トラック協会の補助対象経費として補助金でまかなわれるのはおかしいのではないかと。バス協会にあっては、補助経費の対象とされていない。

次に疑問に思われるのは、人材育成開発推進事業費である。人材育成開発推進事業費の構成は青年部全国大会研修費、中国ブロック青年部協議会、鳥取県青年部、霊柩事業部会、安全運転研修助成となっており、その内容は研修会並びに協議会の参加費及び旅費が主なものである。これらは、基本的には研修に参加する者が利益を享受するものであるから、受益者負担の原則からして、研修会に参加する人が費用を負担すべきではないか。また、協会を代表して参加するというのであれば、協会が自己の資金で負担すべきであり、補助金の対象にすべきものではないと思われる。これについても、バス協会にあっては、補助対象経費とさ

れていない。

さらに、運行管理者講習受講助成費及び運転者適性診断受診助成事業費についても、本来は、その会社なり、個人が負担すべきものではないであろうか。

今回の包括外部監査では、補助金はその交付要綱に沿って支出がなされているため監査結果としては問題がないと思われるが、補助金の交付要綱に定める補助対象経費について、もう一度補助金の目的に沿って見直すべきではないかと思われる。

運輸事業振興助成補助金は、昭和51年度の税制改正における軽油引取税上昇に伴い設けられた制度であっても、その原資が県民の税金であることを考えると、当該補助金は、トラック協会のためでなく、その背後にいる県民の利益になることを考えて支出すべきである。

知事も平成15年12月定例県議会において、鳥取県の実情に基づいて自主的に決定すべきと答弁されているように、もう一度補助金の目的に沿って補助対象経費を考えるべきである。

### 3. 2 商工会及び商工会連合会

#### 3. 2. 1 商工会及び商工会連合会の概要

商工会は、市町村の行政区域を基盤にした商工業者の地域団体として自立的に設立され、会員の主体的な参加を基本としながら発展してきた。

大正年代末期以降、各地で商工会法制定運動が活発となり、これらの運動にかけた商工会員の情熱と経験により、道県商工会連合会が自主的に結成された。

鳥取県にあっては、昭和36年に任意の連合会組織が、その翌年には法制化に伴い鳥取県商工会連合会が設立され今日に至っている。

設立根拠法令 商工会法（昭和35年法律第89号）

業務関連法 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

商工会の構成員

商工会の会員

経営指導員

補助員

記帳専任職員

商工会・商工会議所に対する補助金

小規模事業者経営支援事業費補助金

915,898,303円

この補助金は、商工会等が行う小規模事業者等に対する経営改善普及事業への助成である。

(単位：円)

・人件費	661,966,716
・指導事業費	118,873,558
・資質向上対策事業費	4,727,840
・経営指導推進費	1,080,956
・経営・技術強化支援事業費	3,000,000
・小規模事業施策普及費	3,379,239
・商工会情報ネットワーク推進事業費	12,850,000
・商工会等指導環境推進費	73,596,317
・若手後継者育成事業費	20,293,970
・広域振興地域活性化事業費	10,108,000
・むらおこし事業地域活性化事業	1,535,707
・倒産防止特別相談事業費	4,486,000

補助金のうち、人件費にかかわる部分は補助金全体の約72パーセントである。

人件費のうち補助金でまかなわれている部分（補助率）を商工会について見てみると、

経営指導員は約87パーセント、補助員は約72パーセント、記帳専任職員は約72パーセントとなっている。

#### 経営指導員

- ・ 地区内の小規模事業者の経営全般、資金繰り、融資、税務、経理及び労務の相談にかかわる指導（経営改善普及事業）
- ・ 創業及び経営革新の支援
- ・ 地域振興事業の計画立案及び実践
- ・ 共済事業（小規模企業共済、退職金、倒産防止）の推進等

#### 補助員

- ・ 経営指導員が実施する経営改善普及事業の補助
- ・ 労働保険等の経営事務業務
- ・ 青年部及び女性部の育成、支援等

#### 記帳専任職員

- ・ 経営指導員が実施する経営改善普及事業の補助
- ・ 小規模事業者の記帳、税務、経理等に関する指導等

商工団体名	会員数	小規模事業者数	経営指導員	補助員	記帳専任職員	商工会指導員	専門経営指導員	事務局長
国府町	133	181	1	1	1			1
岩美町	278	378	2	1	1			
福部町	103	114	1	1				
郡家町	225	304	2	1				1
船岡町	101	144	1	1				
河原町	213	307	2	1	1			1
八東町	105	149	1	1				
若桜町	196	301	1	1	1			1
用瀬町	134	167	1	1	1			
佐治町	72	101	1	1				
智頭町	342	412	2	1	1			1
気高町	254	324	2	1	1			1
鹿野町	91	133	1	1	1			
青谷町	211	309	2	1	1			1
羽合町	221	303	2	1	1			1
泊村	76	96	1	1	1			
東郷町	122	184	1	1				
三朝町	215	304	2	1	1			1
関金町	92	132	1	1				
北条町	200	258	1	1	1			
大栄町	252	307	2	1				1
東伯町	377	440	2	1	1			1
赤碕町	273	337	2	1	1			
西伯町	128	166	1	1	1			1
会見町	71	100	1	1				
岸本町	119	152	1	1				1

日吉津村	96	166	1	1				
淀江町	211	309	2	1	1			1
大山町	175	221	1	1	1			1
名和町	161	305	2	1	1			
中山町	85	136	1	1				
日南町	190	267	1	1	1			1
日野町	171	258	2	1	1			1
江府町	110	144	1	1	1			
溝口町	110	142	1	1	1			
伯仙	123	173	1	1				
商工会計	6,046	8,224	50	36	23			17
商工会連合会			3	4		7	4	
商工会計	6,046	8,224	53	40	23	7	4	17
鳥取商工会議所	2,534	5,611	9	3				
米子商工会議所	2,493	5,021	6	2				
倉吉商工会議所	1,048	2,287	5	2				
境港商工会議所	921	1,232	3	2	1			

- ・東伯町商工会と赤碕町商工会は平成17年4月1日に合併し、琴浦町商工会となる。
- ・商工会会員数は、平成16年7月1日現在のもの。
- ・「小規模事業者」とは、常時雇用従業員数20人以下（商業・サービス業5人以下）の事業者をいう。
- ・事務局長の人件費は、商工会等指導環境推進費（国2分の1補助事業）で措置

#### 経営指導員の設置基準

小規模事業者数	経営指導員の設置定数
300人まで	1
301人から1000人まで	2
1001人から30000人まで	$2 + (\text{小規模事業者数} - 1000) / 1000$ 端数は切り上げ

記帳専任職員は、経営指導員数の範囲内で記帳継続指導を積極的に行っている商工会に設置するもので、知事が必要と認めた場合に設置する。

また、記帳専任職員が設置していない商工会については、謝金対応の記帳指導員（臨時）を配置し、指導を行っている。

#### 3. 2. 2 監査の結果

補助金は、鳥取県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に沿って適正に処理されている。

#### 3. 2. 3 監査の結果に添えて提出する意見

小規模事業者数の数に比して、経営指導員の人数が多いところがある。また、300人をちょっと超えるぐらいで経営指導員の数2人設置しており、非常に非効率的に見える。

しかし、商工会は、平成12年度より県下9つの協議会を設置して、広域的に活動している。

そして、平成19年には市町村合併に合わせて、さらに県下を5つのセンターに分け、そこに経営指導員を配置し、より高度で専門的な業務のサービスを行い、業務の効率化を図ろうとしている。

このことは、激変する時代に商工会が取り残されないためには必要なことであると思うが、商工会の背後にいる本当の小規模事業者のニーズとかけ離れていくのではないだろうか。経営指導員の本来の業務は小規模事業者に対する経営指導であり、経営指導員の業務をあまりにも経営革新等の専門的なサービスに限定すると本当の小規模事業者の切捨てになっていきかねない。広域的なサービスセンターを設け、専門的なサー

ピスを提供し、業務の効率化をすることは非常によいことであると思うが、あまりに効率化を追及すると弱小事業者の切捨てになりかねない。商工会の会員及びそれに携わっている会員は、小規模事業者のなかでも比較的大きい業者であると思われる。現在の補助金の目的は小規模事業者等の経営支援であり、商工会の会費も負担できないような事業者もいることを忘れてはならない。

商工会議所又は商工会の青年部若しくは女性部に対して研修会の参加に係る補助金が出ているが、これは受益者負担の原則からいうと参加者が自ら負担すべきでないか。現行では、補助金の交付要綱に記載しているため問題はないが、交付要綱の見直しが必要と考える。

若手後継者育成事業で、商工会青年部、女性部合わせて約1,400万円、商工会議所600万円が支出されている。この補助金は、商工会、商工会議所等に入っている若い経営者に対しては補助金を出して、入っていない人には「自己負担で研修しろ」ということでありおかしいと言わざるを得ない。研修は自らが行うものであり補助金をもらってやるものではない。

### 3. 3 鳥取県中小企業団体中央会

#### 3. 3. 1 鳥取県中小企業団体中央会の概要

中央会は、我が国の事業所の大半を占め、かつ我が国の経済社会の基盤を形成している中小企業の振興発展を図るため、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることにより、中小企業を支援していこうとする団体である。それにより、中小企業の設備の近代化、技術の向上・開発、経営の合理化、融合化その他の中小企業構造の高度化の指導及び業界の安定を図り中小企業の取り巻く取引環境を改善するなど、中小企業の抱えている様々な不利を是正するための役割を担っている。

昭和24年7月に中小企業等協同組合法が施行され、昭和26年に任意団体「鳥取県中小企業協同組合協会」として47団体により設立。

現在の会員は、361団体（法律に基づく1号会員312団体、目的に賛同した2号会員59団体）。

支出している補助金

鳥取県中小企業団体中央会事業費補助金	114,529,122円
組合活動新展開交流メッセ開催事業補助金	800,000円
中小企業団体女性経済人交流事業費補助金	486,603円

#### 補 助 金 明 細

(単位：円)

・指導員及び職員の設置	89,872,502
・組合指導事務費等	6,201,840
・県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業	2,169,160
・県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等	4,067,420
・地域産業実態調査事業	798,860
・組合等への情報提供事業	2,069,004
・中央会指導員等研究会開催事業	441,810
・外国人研修生共同事業受入事業	211,956
・組合指導情報整備事業	2,050,160
・組合情報化推進研修事業	2,043,600
・官公需資料作成普及事業	588,670
・中小企業団体情報連絡員の設置	1,414,140
・中小企業連携組織等支援事業	2,600,000
・組合活動新展開交流メッセ開催事業補助金	800,000
・中小企業団体女性経済人交流事業費補助金	486,603

#### 3. 3. 2 監査の結果

補助金は、鳥取県中小企業団体中央会事業費補助金交付要綱、組合活動新展開交流メッセ開催事業補助金交付要綱及び中小企業団体女性経済人交流事業費補助金に沿って適正に処理されている。

### 3. 3. 3 監査の結果に添えて提出する意見

商工会・商工会議所のところで述べたように、補助金は交付要綱に沿って支出されているが、受益者負担に帰すべきと思われる費用がある。組合情報化推進研修事業の内容は、パソコンを活用した経営分析等の内容であり、これもやはり補助事業ではなく受益者負担にすべきものである。

補助金全体で共通することは、補助金を出すことによって「甘えの構造」を助長し、協会及び企業の自立を阻害している面があるのではないか。例えば、どの協会でも研修等を充実させようと思えば、自前の会費収入からすればよいのであって、補助金を当てにすべきでない。本当に社会（県民のため）に役立つような研修であれば、その効果をきちんと示すべきである。一部で盛り上がっているようでは、とても社会に役立っているとは思われない。県民の血税を原資とする補助金を出す価値がないと思われる。また、県も補助金をカットすることばかり考えず、本当に必要な補助金については削ることではなく出すことを考えなければならぬ。

商工労働部の補助金は、県が達成しようとする政策を明確にし、それに対して補助金を出すようにしなければならない。また、それに合わせて、補助金が県の達成しようとする政策に、どのように効果があったのかを測定できなければ補助金の垂れ流しになってしまう。そのようになれば、県民の貴重な税金を無駄にってしまうことになる。そのようにならないためにも、補助金の効果を測定できるようなシステムの構築が必要になってくるとと思われる。そうすることによって、初めて県民の税金が有効に使われるようになるのではないか。

## 第4 貸付金

### 1 貸付金の概要

商工労働部が実行する貸付金は、県政の重点課題である雇用の創出及び産業の振興のために、所定の条件に合致した企業に対して一定額の貸付を行う制度である。

補助金が反対給付を求めることなく交付されるのに対して、貸付金は償還を求めることによって繰り返し資金を供給することが可能となり、当該制度融資を通じて資金を借り入れた業者は、低利ないしは無利子融資によって資金調達コストの軽減を図ることが可能となる。そして、通常要する利息額と制度融資を利用した場合の利息額との差額は実質的に補助金的な要素を持ち、県から見ると運用によって得べき利益を放棄することになる。

また、鳥取県信用保証協会による保証が付く場合は、金融機関が信用リスクを負うことがなくなるため、中小企業者に対する融資の円滑化に寄与する。

### 2 貸付金の管理に関する定め

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）によって定められているほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて債権管理を行う案件については、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則に定めがある。

### 3 貸付金の残高（経済政策課所管分）

平成16年度の貸付金残高（経済政策課所管分）は、以下の通りである。

(単位：千円)

	前年度末	増加額	減少額	当年度末
一般会計 計	5,983,236	24,969,757	26,103,701	4,849,292
特別会計 計	5,197,753	138,614	289,417	5,046,950
合 計	11,180,989	25,108,371	26,393,118	9,896,242

上記の内訳は、以下の通りである。

(単位：千円)

貸付金の種類	前年度末	増加額	減少額	当年度末
県信用保証協会貸付金	0	7,812,297	7,812,297	0
小口融資	0	7,484,032	7,484,032	0
同和融資	0	328,265	328,265	0
特別金融対策資金貸付金	0	13,537,904	13,537,904	0
中小企業設備資金貸付金	0	491,834	491,834	0
経営健全化資金貸付金	0	1,641,654	1,641,654	0
中小企業体質強化資金貸付金	0	9,278	9,278	0
ハイテク設備貸与資金貸付金	0	454,076	454,076	0
にぎわいのある商店街づくり資金	0	312	312	0
新規開業支援資金	0	364,737	364,737	0
卸・小売業等事業展開支援資金	0	21,884	21,884	0
IT化推進支援資金	0	22,201	22,201	0
新分野進出・雇用創出等促進資金	0	611,326	611,326	0
中心市街地商店街活性化資金	0	2,254	2,254	0
地域総合整備資金	5,983,236	0	1,133,944	4,849,292
一般会計 計	5,983,236	24,969,757	26,103,701	4,849,292
小規模企業者等設備資金	61,574		25,088	36,486
中小企業高度化資金貸付金	1,520,356	44,466	145,251	1,419,571
創造的中小企業育成支援資金貸付金	775,000		10,000	765,000
中心市街地商業活性化資金貸付金	1,400,000			1,400,000
商店街競争力強化推進資金貸付金	1,000,000			1,000,000
小規模企業者等設備貸与貸付金	440,823	94,148	109,078	425,893
特別会計 計	5,197,753	138,614	289,417	5,046,950
合 計	11,180,989	25,108,371	26,393,118	9,896,242

#### 4 制度融資について

##### 4.1 鳥取県の制度融資の特徴

鳥取県の制度融資の特徴は、以下の3つにまとめられる。

- (1) 鳥取県が直接融資するものと市中の金融機関や所定の財団法人に資金を預託する預託金方式によるものがある。

預託金方式は、融資財源の一部を市中の金融機関に対して普通預金として預託し、それぞれの金融機関が独自の審査手続を行ったうえで、資金が企業に貸し付けられる。この場合においては、鳥取県が直接的に与信管理を行うことはなく、債務不履行や貸倒損失が発生するリスク（以下、「信用リスク」という。）は、市中の金融機関が負うことになる。

なお、預託金方式によった場合、預託金は鳥取県の歳出として扱われ、償還金は歳入として扱われる。長期の融資が行われている場合でも、年度末には一旦、金融機関から資金の償還を受け、翌年度期首に再度貸し付ける手続を行うため、毎年、制度融資の実行金額の分だけ歳入と歳出が両膨らみとなり、それだけ予算規模が大きくなる。

- (2) 鳥取県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）による保証付きであることを必須条件とするものと、そうでないものがある。選択が可能な制度融資について、その判断は預託先の金融機関が行っている。そこで保証付きの融資にすれば、金融機関が負うべき信用リスクは、保証協会に移転する。
- (3) 鳥取県は、保証協会に対して所定の算定基準により運営費の補助金を拠出している。これは「信用保証料負担軽減補助金」といい、保証協会が事業者から徴収すべき所定の保証料を軽減したときに、その軽



減した分だけ保証協会に対して補助金を拠出しているものである。

平成16年度の実績は、3億2,110万円であり、これは保証協会の経常収入全体の約17パーセントを占める。この補助金は、あくまで保証料の軽減分を補填するものであり、信用リスクを補完するためのものではない。したがって、実際に貸倒が発生し、保証協会が代位弁済を行ったときでも、穴埋めのために補助金を拠出することはない。

#### 4. 2 平成16年度の制度融資のメニューと貸付の実行実績（経済政策課所管分）

(単位：千円)

資金名	資金の概要	平成16年度		
		件数	(融資枠) 融資実行額	実行率
小口無担保保証融資	一般小口 一般資金 (担保不要) 特別小口 一般運転 (担保保証人不要)		1,298	
同和地区中小企業特別融資	一般小口 一般資金 (担保不要) 特別小口 一般運転 (担保保証人不要)	26	(450,000) 240,000	53.3%
特別金融対策資金		335	(17,100,000) 7,602,236	44.5%
経営改善対策特別資金	経営改善計画に基づく既往借入金の借換と追加融資	289	(8,000,000) 6,816,376	85.2%
中小企業等取引安定化対策資金	倒産関連企業等に対する融資	8	(1,000,000) 87,490	8.7%
事業用資産購入促進資金	県内事業者が所有する営業権や事業用資産を事業の用に活用するため取得するのに必要な資金	2	(400,000) 147,000	36.8%
小口無担保保証融資等特別資金	小口融資・同和地区中小企業特別融資の借換と追加資金	17	(1,200,000) 102,160	8.5%
建設業新分野進出支援特別資金	建設業者等の新分野進出に対する借換・新規融資	0	(1,000,000) 0	0.0%
中小企業再生支援資金	鳥取県再生支援協議会が再生計画を策定した企業に対し、事業再生に必要な資金を融資	2	(500,000) 75,000	15.0%
平成16年度大型スーパー関連対策資金	味想、原徳の民事再生等に伴い連鎖倒産を防止するための融資	17	(2,000,000) 374,210	18.7%
通常枠			(3,000,000)	
中小企業設備資金	一般設備資金	53	(700,000) 614,680	87.8%
中小企業経営健全化資金	一般運転資金	137	(2,000,000) 2,119,405	106.0%
中小企業IT・IT設備貸与資金	鳥取県産業振興機構による設備貸与	9	(500,000) 94,840	19.0%
新規開業支援資金	新規開業者向けの融資	69	(700,000)	113.7%

			795,900	
新分野進出・雇用創出等促進資金	新規雇用の創出・企業化・新分野進出に対する融資（平成17年度よりIT化、市街地活性化資金を統合）	66	(1,000,000) 1,289,900	129.0%
地域総合設備資金	地域振興に資する大規模設備投資に関する融資	0	(1,000,000) 0	0.0%
中心市街地商店街活性化資金	中心市街地商店街の活性化事業等に対する融資	0	(250,000) 0	0.0%
IT化推進支援資金	情報通信技術の導入等に対する融資	4	(250,000) 58,000	23.2%
合 計		1,997	(33,950,000) 21,876,265	64.4%
再掲（通常枠を除く）		1,997	(30,950,000) 21,876,265	70.7%

#### 4. 3 監査の結果

##### (1) 事前と事後の検証が不十分である

「雇用の創出」、あるいは「産業の振興」を意図して企画したそれぞれの制度融資が、どの程度、県内の「雇用の創出」に役立ったのか、「産業の振興」に寄与したのか、その有効性の検証が全くなされていなかった。そのため、過去から現在に至るまで漫然と施策が継続しているだけであり、制度融資を実行した効果について分析がなされないまま毎年のように予算が計上されている。

鳥取県は、年度初に設定した融資枠に対する利用実績を「実行率」として算出しており、実行率の低い制度融資については毎年見直しをかけ、他の制度融資と統合したり廃止したりしているが、実行率がなぜ低いのか、あるいは高いのか、そういった原因分析はなされていない。

実行率の高さは必ずしも制度融資の有効性と相関関係があるわけではなく、単純に、所定の融資枠に対してどれだけ融資が実効されたのかを示しているに過ぎない。条件が緩やかな間口の広い制度融資は実行率が高くなり、特殊な条件が設定されているものは実行率が低くなる傾向にあるのは至極当然の結果である。つまり、実行率は制度融資を利用する立場の県内の企業にとって、それぞれの制度融資のメニューが使いやすいかどうか、または条件に応じた資金需要があったかどうかの結果を表しているに過ぎない。

制度融資を利用した企業がどの産業区分に属し、そこで新たにどれくらいの雇用の創出・維持に貢献したのか、また、その場合に制度融資の実行とどの程度の因果関係があるのか、どの制度融資が目的に対して成果を上げたのか、そういった分析が全くなされておらず、実行率の高さによって次年度以降の存続や廃止の検討を行っているのは、県内企業の実態を見誤る可能性が高い。

例えば、「建設業新分野支援特別資金」は、建設業者等の新分野進出に対する借換や新規融資に応じるものであるが、平成16年度の実行率は0パーセントであった。しかし、この結果をもって、「条件に該当する資金需要がなかった」とか、「使いにくい条件だった」などと判断するのは早計である。

公共工事が毎年減っている現状において、建設業者が他業種に進出したいという希望やニーズは間違いなくあるとしても、それらの建設業者がそもそもどのような業種へ転換すべきなのか、具体的なアイデアがなかったり、アイデアがあってもそれを実行に移すだけのスキルやノウハウがなかったりすることも多分に考えられる。その場合は、制度融資を創設する以前の問題であり、どんな分野が有望なのか、どんな分野なら進出が可能なのか、業者側に知識や知恵を身に付けてもらうための施策の方を実行することが必要になる。

また、県内の中小企業の資金繰りが悪化するのには、県外から進出してきた業者、あるいは県の内外の競合他社と比較して、企業の競争力が低下したことが原因である。そのような競争力の低下した企業にとっ

て、資金繰りの悪化は慢性的なものであり、制度融資によって好転するものではない。その場合は、低利による融資は単なる延命策にすぎず、競争力をいかに引き上げるかという政策を実行していくことが必要となる。

## (2) 制度融資メニューの簡素化について

県内の業界団体の中からは、「制度融資のメニューが多すぎて、わかりにくい」という声があるのは事実である。確かに、それぞれのメニューの違いがわかりにくい面はあるかもしれないが、それぞれのメニューには融資条件が明示しており、一つ一つのメニューのうち、どの制度融資を自社が利用できるのか判断することは可能と思われる。決して「わかりにくい」とまではいえないが、メニューの中には条件が細かく、狭い範囲に限定されているものが多く、自分の会社にとって、どのメニューが使えるのかを探すのが面倒に思えるのは事実である。一般的に言って、事業者にとって、利用できるメニューよりも、条件が合わずに利用できないメニューの方が多い。それを制度を利用する側から見ると、「わかりにくく、使いにくい」と感じられるのではないかと推測する。

つまり、「わかりにくいから簡素化してほしい」という要望は、換言すると「条件をすっきりさせて借りやすくしてほしい」と言っているのであり、制度融資の利用者は、機動性と柔軟性を持った融資を望んでいるのである。

しかし、それらの要望をそのまま受け入れてしまえば、当初に県が意図した制度融資の目的（「雇用の創出」と「産業の振興」）を果たすことができなくなる恐れがある。どのような業種のこういった資金需要に应运えていくべきか、その時点における県内の状況を勘案した上で、適時適切なメニューを組むことが必要である。

このように、対象となる県内の業者の実態を把握し、分析することは、制度融資の効果を上げるためには必ず必要な作業である。そのような実態の把握や、分析をしないで、単に中小企業対策として制度融資を行っているところに問題がある。

県内の企業が制度融資を利用して、低利の融資を受けることができれば、その分だけ当該企業の資金繰りの改善に寄与することは間違いないが、どういう理由で鳥取県内の中小企業の資金繰りが悪化したのかについて適切に分析をしなければ、根本的な解決はなされず、単なる延命策にしかならない。投じた資金を有効に活かすためにも実態把握と分析は不可欠の作業である。

## (3) 実行率の低い制度融資についての状況分析

実行率の低い制度融資が散見され、限りある財源が有効に活用されていない。

各メニューは、貸付対象者と貸付条件とがそれぞれ定められているが、経済環境の変化が激しい時代においては、当初に意図した目的を果たすために設定した条件等が、すでに時代に合わなくなっていることも考えられ、所定の融資枠があまり使われず実行率が50パーセントを切るメニューも散見される。

また、対象者や条件を細かく定めた結果、中小企業者にとってわかりにくいという指摘もあり、平成16年度の経済政策課の制度融資メニューは全体として64.4パーセントの実行率にとどまっている。

しかし、当然のことではあるが、実行率が高ければよいという問題ではない。実行率を上げるためには、中小企業者にとってわかりやすいメニューにしていくことが必要であると考えられるが、一方で、制度融資の対象者や条件を絞らないで間口を広くした場合、今度は逆に県が当初に意図した政策的な意味合いが薄れ、単なる融資制度になってしまう可能性がある。

県が当初に意図した目的に合致した対象者に限定して制度融資を利用してもらうことは、目的を達成させるためには必要な措置である。そして、その結果として融資の実行率が低いとすれば、それは目的に合致した資金需要が少ないことを意味しており、需要を掘り起こすためには別の手段が必要となる。

単純に実行率を上げるために、制度融資のメニューを簡素化した場合、目的が「融資の実行」そのものに傾き、県が当初に意図した政策的な意味合いは薄れ、単なる融資事業になる。その場合、市中の金融機関と何が異なるのかわからなくなってしまう。

目的を特定し、狙いを絞って優遇金利による融資を行うからこそ、政策として意味がある。薄く広く間

口を広げて、融資の実行率だけを上げようとするれば、「雇用の創出」や「産業の振興」といった県の商工労働政策の目的と離れ、単なる「公営の金融機関」になる危険性がある。

そのような検証が十分になされていないのが現状であり、制度融資の目的をより明確にし、「雇用の創出」や「産業の振興」にとって必要な政策を行わなければならない。

#### 【指摘事項】

県は、適切に経済状況を把握・分析したうえで制度融資のメニューを作成し、それによって行われた融資が、当初の目的に照らし、どのような効果をもたらしたのか、適時適切に検証すべきである。

また、制度融資の各メニューについても、何故、実行率の高いものと低いものがあるのか、それらの分析を十分に踏まえたうえで新設や統廃合を行うべきである。

#### 4. 4 監査の結果に添えて提出する意見

##### 4. 4. 1 中小企業政策の再検討について

制度融資のメニューが総花的で、かつ利用するメリットが薄く広いため、「雇用の創出」と「産業の振興」を図るために、十分に的が絞れていない。

例えば、小口無担保保証融資は、融資の実行率が90パーセントを超え、実行件数1,298件、実行額も90億円を超える最大の制度融資である。しかし、1件あたりの平均融資実行額は約700万円であり、民間金融機関における市中金利との格差を1パーセントとすると、制度融資を利用することの1件あたりのメリットは年間約7万円ほどである。

平均して約7万円のメリットを1,298件の事業者に対して提供することに、どれほどの効果があるのか疑問である。

小口資金の対象者の範囲は極めて広い反面、貸付限度額は1,250万円から1,500万円までと低く設定しており、1万円でもメリットがあればよいと考える業者が、気軽に使っているだけではないのかと思われる。対象となる事業者の条件も広く、ただ小さいという理由で制度融資が受けられるのであれば、そこには事業者にとってこれといった動機付けが働かない。

この制度融資からわかることは、鳥取県が中小企業政策を極めて曖昧に考えているということである。すなわち、育てるべき対象なのか、保護すべき対象なのか、明確になっていないのである。商工労働政策の目的（「産業の振興」と「雇用の創出」）を考えると、県内企業の競争力を将来にわたって維持ないし向上させる必要がある。そのための政策として、わずかな低利融資のメリットを薄く広くばらまく政策が果たして有効なのか否か、十分に検討することが必要である。

鳥取県の経済が長期にわたって低迷している背景には、県内の企業が県外の有力企業に比較して競争力が落ちている実態がある。国や自治体の財政悪化により、公共工事が減少の一途を辿る中、必要なのは県内に資金を呼び込むだけの競争力を持った産業を育成することである。

しかし、現状の制度融資はわずかな利息補助を薄く広くばらまいているだけの結果となっており、そこに「県内の企業に競争力をつけさせる」という明確な意図は見えない。中小企業経営者にとって、低利によって融資を受けられることが当然の制度であると思われると、メリットを享受しているという意識が薄れ、制度融資を積極的に業績向上に活かそうという意欲も薄れる。そうなると、当初に県が意図した「雇用の創出」や「産業の振興」に役立っているとは言いがたいところである。

もっとも慎重に検討しなければならないことは、こうしたばら撒き型の政策が、「中小企業対策」といいつつ、単なる「保護政策」に墮していないかどうかということである。そうであるとする、こういった政策が中小企業に緊張感の欠如を招き、ひいては地場産業の競争力の低下を招いたのではないとも考えられるのである。

低利による融資を受けられれば、経営者にとってありがたくないはずはない。しかし、制度の利用者からありがたがられることをもって、政策として有効であると考えるのは早計である。保護産業が競争力を失う事例は枚挙に暇がないように、中小企業の保護政策がかえって県内企業の競争力を奪ってはいないか、それについては慎重な検討が望まれる。

問題なのは鳥取県がそのような分析を行うことなしに、過去から漫然と制度融資という政策が続いていることである。薄く広くメリットを享受できる制度は、事業者の側から賛同を得やすい反面、効果に疑問があることも多い。限られた予算を有効活用するためには、現状の把握と分析を適切に行い、目的にかなった政策のメニューを企画立案することが必要である。

#### 4. 4. 2 県が政策に責任を持てる体制の構築について

預託方式による制度融資によって、鳥取県が信用リスクを直接とっていないことが、政策の有効性を弱めている。

預託金方式によった場合、融資の財源の一部を市中の金融機関に対して普通預金として預託し、それぞれの金融機関が独自の審査を行ったうえで、資金が企業に貸し付けられる。

鳥取県は預託先である金融機関の信用リスクを負うが、最終利用者である中小企業者の信用リスクを負うことはなく、信用リスクは市中の金融機関が負っている。制度融資を実行するに当たり、金融機関が信用リスクを負えないと判断した場合は、保証協会による信用保証を求めることになるが、その場合は保証協会が審査を行って保証を付けるかどうかを判断し、そこで保証を行えば、信用リスクは保証協会が負うことになる。

つまり、県は制度融資を実行するための形式基準だけを提示し、あとは資金を預託するだけで、実質的な企業の信用に関する審査は金融機関、あるいは保証協会が実施しているのである。そのため、制度融資が実行されることによって、県が当初に意図した効果が発現するか否かは、外部の金融機関の融資姿勢次第ということである。言い換えると、肝心な事業者の選別については、県が政策の実行に絡む余地はなく、政策実行の主導権は金融機関が握っていることになる。

そうすると、資金を必要としている業者が今どんな状況におかれているのか、県は現場の重要な情報を把握できず、政策の立案に当たって必ずしも効果的でない政策を立案してしまうことになりかねない。

また、信用リスクをとる金融機関にとっては、通常の融資と同じレベルの審査が必要であり、政策の効果は優遇金利を提示することだけに留まっている。しかも、昨今のような低金利の時代においては、優遇金利を謳い文句にした制度融資の有効性は限定される。逆に言うと、仮に金融機関が融資できない事業者の中に有望な融資先があったとしても、金融機関が審査を行う以上、そこに資金が行く余地はない。制度融資そのものの意義がどこにあるのかが問われるところである。

#### 4. 4. 3 民間金融機関との役割分担と県の説明責任について

制度融資を通じて、市中の金融機関とどのようにして役割分担を行い、金融の円滑化に寄与しているのかが不明である。

県内の「雇用の創出」や「産業の振興」を図るためには、金融機関が信用リスクを判断できず融資できない先、特に新創業の貸出先に円滑に融資できるかどうかは一つの課題である。新規にビジネスを起こした企業は、まだ実績がないゆえ将来性を判定するのが困難であり、金融機関が融資を実行しようと思えば、信用リスクをカバーするために担保や保証人を必要とってしまう。

しかし、現状では、そういった事業者の与信審査についても金融機関に委ねているため、県が当初に意図した事業者に資金が行き渡るかどうかは金融機関次第といえる。

金融機関が融資は可能と判断できる貸出先については、理論的には制度融資を利用しなくても融資を受けることは可能であり、逆に金融機関が融資は不可能であると判断すれば、理論的には制度融資も不可能である。つまり、制度融資は金融機関が融資できる貸出先に対して、追いかけるように低利融資を提供する制度なのであり、金融機関が貸出しできない先に対して、金融の円滑化を図る制度ではないのである。

そこで、金融機関は保証協会付きの制度融資に切り替えて融資を実行しようとするが、そういった案件について保証協会が保証を行うと、金融機関は信用リスクを回避でき、利息収入を信用リスクなしで享受できる一方で、信用リスクは保証協会に移転し、保証協会の運営費の一部を補助金として負担している鳥取県は間接的にその信用リスクを負っているのである。

金融機関がその審査機能によって与信できない事業者を保証協会が保証するためには、本来的には金融機

関の審査機能を上回る精度をもった審査機能を持ち合わせていなければならないことになる。そうしないと、貸倒れの危険の高い事業者を保証することになる。

これは、制度融資の抱える矛盾である。

鳥取県が制度融資を通じて果たすべき役割を的確に見極めて、目標を明らかにした上でメニューを設定しないと、県がリスクをとることについて説明責任を果たすことはできないのである。

#### 4. 4. 4 時代背景や状況に応じた政策の企画立案について

戦後の高度成長時代においては、特定の産業を優先的に育成するために資金調達を重点的に配分する傾斜配分政策が行われ、限りある資金の有効活用がなされていた。その後、安定成長の時代に入ると徐々に公平性重視の政策に変わり、広く薄く資金を提供する制度融資の役割が高まった。それからバブル経済の崩壊後、未だ地方経済は長期の低迷を脱出できずにいるが、商工労働政策に安定成長時代の名残が今でもあることが果たして良いのかどうか検討することが必要である。

特定の産業が活性化することによる経済波及効果を考えれば、ある特定の産業を優先的に育成することも行政の施策としての意義は十分に認められる。むしろ公平性を過度に重視しすぎ、目的が未達成に終わることのリスクに十分な注意を払う必要がある。

どんなに公平性にこだわったとしても、そもそも公平の定義があいまいであり、支出の公平性にこだわれば、かえって効果が低くなる可能性が高い。努力の有無にかかわらず、一定規模以下であることを理由に優遇金利が処遇される場合、それを公平といえるのかどうかの判断は難しい。

しかし、どの道、公平性を確保することは難しく、そうであるならば、これからの鳥取県経済の基盤整備に努めるべく、例えば県外からの資金流入をもたらすような効果に的を絞った政策を試みるなど、政策にはっきりとした特徴を出すことが必要である。

そのような観点から、制度融資という産業支援策が時代にあっているのかどうか、しっかりと検討していただきたい。

#### 4. 4. 5 情報の収集と分析能力の向上について

県内外の経済情勢について、情報の収集機能と分析力が貧弱である。

鳥取県は政策を企画立案するにあたって、内閣府の発表する「月例経済報告」や経済産業省が発表する「大型小売店販売概況」など、多数の経済指標を入手しており、その中には県統計課が作成する「鳥取県鉱工業指数月報」や民間の調査機関が公表している倒産情報なども含まれる。

情報元はこのように外部機関頼みとなっていて、入手した統計情報によって鳥取県の大まかな経済動向を把握することは可能であっても、もう一步踏み込んで、実態を把握し分析することまでは行っていない。

したがって、収集した情報が政策の企画立案に役立っておらず、あるいは役立たせるために必要な情報に加工されていないため、全く活かされていない状況である。

何のために情報を入手するのかをよく検討し、鳥取県が実行する商工労働政策が的確に効果をあげられるように、独自の情報収集機能を持つか、あるいは県の内外の関係各機関と連携して実態把握に努めることが必要である。

### 5 鳥取県中小企業高度化資金貸付金

#### 5. 1 制度の概要

中小企業者が共同して、経営体質の改善のための工場団地、卸売団地、ショッピングセンター等を建設する事業や第3セクター、商工会等が地域中小企業者を支援する事業等に対してコンサルタント面及び資金面から支援・融資する制度である。中小企業高度化資金は、他の制度融資が金融機関に対する預託方式であるのに対し、県が直接に融資を行っている。

#### 5. 2 事業の種類

##### (1) 集団化形態

事業協同組合等又はその組合員が、一定の地区（建物も含む）に移転し、集団で施設を設置する事業

##### (2) 集積整備・再開発形態

事業協同組合もしくは協同組合連合会等、又はこれらの組合員等が、集積している一定の区域において、組合員の経営の合理化等に対処するため、共同で道路の拡幅、共同配送施設の整備、アーケード・カラー舗装の設置などを行うとともに、個々の組合員の施設整備を行う事業

(3) 共同化形態

特定中小企業団体（事業協同組合等）の構成員が共同して利用する施設等を設置する事業

(4) 事業統合形態

企業組合、協業組合、合併・出資会社の構成員又は出資者等が共同して利用する施設等を設置する事業

5. 3 融資条件

(1) 融資割合 対象経費の80パーセント以内

(2) 金 利 0.8パーセント（固定）

(3) 償還期間 20年以内

5. 4 新規借入

計44,466,000円

(内訳)

- ・中国ガス事業協同組合 17,566,000円
- ・鳥取県金属熱処理協業組合 26,900,000円

5. 5 融資残高（元金）

計4,584,571,082円

(内訳)

- ・中小企業高度化資金貸付金 1,419,571,082円
- ・創造的中小企業育成支援資金貸付金 765,000,000円
- ・中心市街地商業活性化資金貸付金 1,400,000,000円
- ・商店街競争力強化推進資金貸付金 1,000,000,000円

上記のうち中小企業高度化資金貸付金以外は財団法人鳥取県産業振興機構が窓口になっているため、財団法人鳥取県産業振興機構で検討することにする。

5. 6 延滞状況

中小企業高度化資金貸付金で平成17年3月現在延滞となっているものが426,417,838円（利息を含む。）ある。

延滞先一覧

(単位：円)

貸付年度	資金種類	延滞先	当初実行額	平成17年3月31日残高	平成17年度回収額
昭和43年	小売商業店舗共同化	A社	8,400,000	1,398,838	
昭和44年	小売商業店舗共同化	A社	32,240,000	6,675,308	
昭和51年	共同施設	B社	174,090,000	54,203,627	
昭和51年	企業合同	C社	98,950,000	13,763,718	4,000
昭和52年	共同施設	D社	165,150,000	151,004,327	1,200,000
昭和55年	商店街近代化	E	9,940,000	4,525,704	120,000
昭和56年	共同施設	F社	295,040,000	143,409,014	356,000
昭和55年	商店街近代化	G社	79,460,000	3,657,983	100,000
昭和53年	商店街近代化	H社	116,930,000	32,217,988	
昭和54年	商店街近代化	I	15,530,000	12,572,986	1,500
昭和55年	商店街近代化	G	19,520,000	2,988,345	1,500
合計			1,015,250,000	426,417,838	1,783,000

5. 7 監査の結果

貸出処理については、鳥取県中小企業高度化資金貸付規則に沿った貸出処理がなされていて問題はなかった。

ただし、延滞貸付先について延滞貸付先状況書を検討したところ以下の指摘事項があった。

【指摘事項】

- (1) 保証人が死亡している場合、保証債務は相続人が引き継ぐことになるが、相続人の調査が行われていないところが多い。
- (2) すでに、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、償却済債権として管理されている延滞先が3社あるが県では何の処理もなされていない。独立行政法人中小企業基盤整備機構が償却処理するという事は、回収ができないと判断する相当の理由があったためと思われる。そういう延滞先を県では回収がまだ可能であるとするならば、その合理的根拠・具体的な根拠を明示すべきである。それができない限り不納欠損処分とすべきである。
- (3) (2)の3社のうち現在も営業しているところが1社あるが、県は、平成10年を最後に決算書を入手していない。延滞先については、決算書を每期入手し、回収ができるかどうか判断すべきである。決算書がないとその企業の実態が判断できないし、本当に返済能力があるのかどうか判断できない。延滞先については、最低でも毎期の決算書（勘定内訳書及び税務申告書含む）を入手し、その内容について相手先に聞き取り調査をすべきである。
- (4) 保証債務を否認している連帯保証人がいる。連帯保証人に対して、面談を申し込んでいるが面談を拒否されている。県には、公証人が作成した公正証書及び連帯保証確認書があるので、先方が保証債務をあくまで否認するのであれば、最悪の場合は法的手段に訴えてでも回収に努めるべきではないか。
- (5) 安易に不納欠損処分にすべきではないが、本当に回収が不能と判断されたならば一定の基準を設けて不納欠損処分にすべきである。そうでなければ、回収がほとんど困難なものばかり残り、それに対する管理のためのコストがかかりすぎるのではないか。

5. 8 監査の結果に添えて提出する意見

現在の保証人の状況をすべて精査すべきである。保証人が既に亡くなっているケースも多いが、保証債務は相続財産の一部であることを考えると、相続人すべての調査を今一度する必要がある。この場合、時間を区切り、人員を配置して短期間にやらないと、同じような繰り返しになる。そして、一定のルールを設けた上で、回収ができないと判断したならば、速やかに不納欠損処理すべきである。

危機感を持って、処理スピードを上げるべきである。連帯保証人になったことを否定している企業とのやり取りを見ても、相手方と最初に接触したのは平成元年であり、次に平成6年、平成15年、平成16年に接触している。そして、相手方は保証債務を最初のときより否認しており、以来一貫して否認している。保証債務の否認という重大事を、このようにのんびり構えていてよいのだろうか。このような問題は時間が立つとますます解決が困難になる。

平成15年に弁護士に法律相談を行って、保証債務確認訴訟を提起することは意味があるという回答をもらっているが、現在も検討中である。

第5 財団法人鳥取県産業振興機構に係る貸付金

1 監査の概要

1. 1 監査の対象

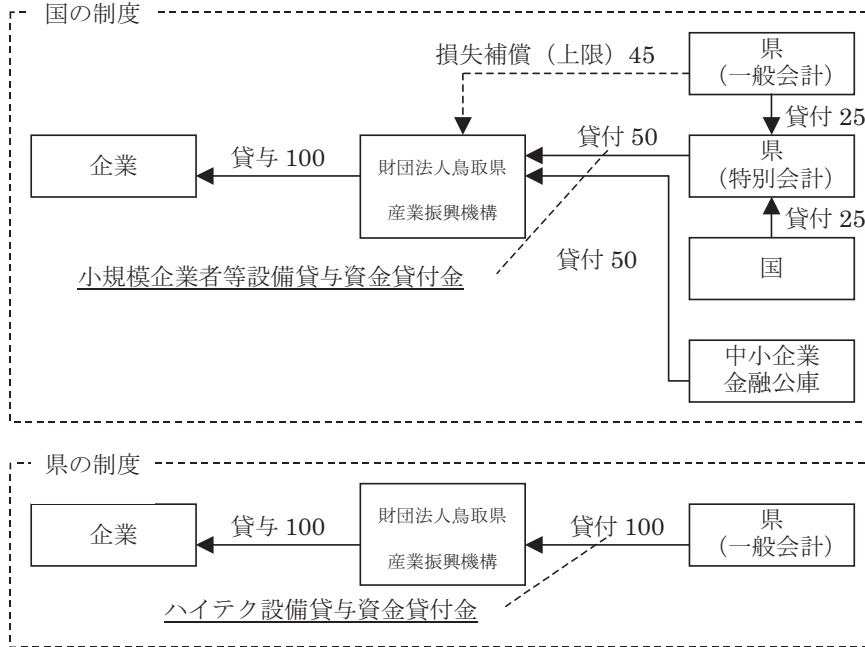
県は、財団法人鳥取県産業振興機構に対して小規模企業者等設備貸与資金貸付金及びハイテク設備貸与資金貸付金を貸し付けている。財団法人鳥取県産業振興機構はこれを原資として、県内企業に信用供与、具体的には設備貸与（割賦販売又はリース）を行っている。小規模企業者等設備貸与資金貸付金は、国の設備貸与制度の原資として、ハイテク設備貸与資金貸付金は、県の設備貸与制度の原資として利用されている。

いずれの場合も、県は無利息で財団法人鳥取県産業振興機構に貸し付けている。さらに、財団法人鳥取県産業振興機構の県内企業に対する貸付金に貸倒れが生じた場合には、県が一定の損失補償を行っている。すなわち、当該設備貸与制度は、一定の県民負担のもとに行われるものである。



貸付金の種類	貸付先	平成16年度貸付残高
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	財団法人鳥取県産業振興機構	425,893,000円
ハイテク設備貸与資金貸付金	財団法人鳥取県産業振興機構	454,076,000円

下図の数字は企業への貸与額を100とした場合の負担額



1. 2 監査の着眼点

県から無利息で受け入れた資金を財源として、貸与機関である財団法人鳥取県産業振興機構が県内企業に設備貸与（割賦販売又はリース）を行っている。

融資、割賦販売あるいはリースといった信用供与は、民間の金融機関においても行われている。また、いわゆる政策金融としては、政府系金融機関による融資、信用保証制度等、様々な形のものがある。

市場原理そのものともいえる金融の世界の中で、当該設備貸与制度はいかなる目的のもとに設けられたのであろうか。そして、その目的はどの程度達成されているのであろうか。さらには、民間金融機関、他の政策金融との棲み分けがどのように図られているのであろうか。

県の無利息貸付、あるいは貸倒れに対する一定の損失補償といった県民負担のもとで運営されている当該設備貸与制度が適正に実施されているかどうかを検討する必要がある。

1. 3 実施した監査の方法

当監査は、主に次のような方法により行った。

- ・ 県の所管課である商工労働部経済政策課金融係の担当者に対するヒアリング
- ・ 貸与機関である財団法人鳥取県産業振興機構の担当者に対するヒアリング
- ・ 設備貸与制度の概要を把握するための各種資料の査閲
- ・ 貸与機関である財団法人鳥取県産業振興機構の概要を把握するための各種資料の査閲
- ・ 貸与決定の経緯を示す各種資料の査閲

2 監査の結果

2. 1 設備貸与制度の概要

2. 1. 1 財団法人鳥取県産業振興機構

設備貸与制度の貸与機関である財団法人鳥取県産業振興機構は、県内の新産業の創出及び企業の経営革新を図り、地域経済の再生、活性化を推進するために、起業化への支援、人材の育成、販路の開拓等の事業を行う県の外郭団体である。具体的には次のような事業を行っている。

起業化への支援

- ・ 専門家派遣事業.....各種専門家（経営革新アドバイザー）の派遣
- ・ 特許流通促進支援事業.....特許流通アドバイザーによる特許流通の促進
- ・ 新規事業可能性調査事業.....事業化の可能性調査による新事業の支援
- ・ 地域コンソーシアム事業.....産学官連携による研究開発の支援
- ・ 中小企業等経営基盤強化事業.....設備貸与制度による支援
- ・ 商店街等経営基盤強化事業.....商店街活性化ソフト事業に対する助成
- ・ 再生協議会事業.....再生に向けた経営改善計画の策定等の支援

人材の育成

- ・ 新事業展開支援普及促進事業.....各種講習会、研修会、セミナーの開催
- ・ I T経営応援隊事業.....I T活用の具体的方針の策定等の取組支援

販路の開拓

- ・ 取引情報提供事業.....発注企業開拓アドバイザーによる情報の提供
- ・ ビジネスパートナー発掘支援事業...各種展示会等における鳥取県ブースの設置
- ・ とっとり産業技術フェア事業.....県内での産業技術フェアの開催
- ・ 大連事務所運営事業.....大連事務所の運営と中国での事業活動支援

財団法人鳥取県産業振興機構は、上記のような事業とともに、中小企業等経営基盤強化事業として前述した設備貸与事業を行っている。これらの事業により県内の中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図っている。

2. 1. 2 設備貸与制度

設備貸与制度は、国及び県の政策金融制度に基づき、貸与機関である財団法人鳥取県産業振興機構が中小企業等に対して長期・低利の信用供与（割賦販売・リース）を行う制度である。

(両制度の主な内容)

	国の制度 (小規模企業者等設備貸与資金)	県の制度 (ハイテク設備貸与資金)
制度開始	昭和48年度	平成3年度
対象企業	従業員数 20人以下 (商業・サービス業は5人以下)	従業員数 21人以上80人以下 (商業・サービス業は6人以上20人以下)
限度額・利率	60,000千円 1.95パーセント	60,000千円 1.95パーセント

両制度の主な違いは、国の制度が比較的小規模の企業（従業員数20人以下）を対象としているのに対し、県の制度がそれよりも大きな企業（従業員数21人以上80人以下）を対象としていることである。

2. 1. 3 小規模企業者等設備導入資金制度

国の制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づくものである。県の制度も、基本的には国の制度に準じた取扱いとなっている。

これらは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入に資するための資金の貸付を行い、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的としている（小規模企業者等設備導入資金助成法第1条）。

小規模企業者等は、創業を行ったり、生産性の向上等の経営基盤の強化を図るための設備投資を行なう上で、大企業や中堅企業と比較して一般に信用力や資金調達力が脆弱であることから、このような設備導入を希望してもその実施が困難なことが多い。

そこで、このような小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として設けられたのが、小規模企業者等設備導入資金である。

2. 1. 4 設備貸与実績

両制度のこれまでの貸与実績は、次のとおりである。

年 度	国の制度		県の制度		合 計	
	件 数	金額 (千円)	件 数	金額 (千円)	件 数	金額 (千円)
昭和48	20	80,000			20	80,000
昭和49	25	100,000			25	100,000
昭和50	46	200,000			46	200,000
昭和51	48	200,000			48	200,000
昭和52	38	200,000			38	200,000
昭和53	34	200,000			34	200,000
昭和54	34	230,630			34	230,630
昭和55	39	225,360			39	225,360
昭和56	30	178,670			30	178,670
昭和57	26	157,760			26	157,760
昭和58	39	300,000			39	300,000
昭和59	51	400,000			51	400,000
昭和60	54	400,000			54	400,000
昭和61	48	430,000			48	430,000
昭和62	48	500,000			48	500,000
昭和63	54	541,320			54	541,320
平成元	47	550,000			47	550,000
平成 2	38	591,512			38	591,512
平成 3	44	650,000	6	194,210	50	844,210
平成 4	51	700,000	4	127,020	55	827,020
平成 5	43	672,264	3	98,410	46	770,674
平成 6	56	713,830	3	133,714	59	847,544
平成 7	50	605,542	2	90,860	52	696,402
平成 8	41	595,818	5	283,093	46	878,911
平成 9	35	502,126	6	298,755	41	800,881
平成10	51	565,942	4	164,565	55	730,507
平成11	34	591,768	6	291,225	40	882,993
平成12	26	361,670	15	403,488	41	765,158
平成13	11	155,496	8	105,550	19	261,046
平成14	14	161,546	11	185,428	25	346,974
平成15	10	137,932	11	130,274	21	268,206
平成16	13	188,296	9	94,840	22	283,136
平成17	8	104,374	6	64,710	14	169,084
合 計	1,206	12,191,856	99	2,666,142	1,305	14,857,998

比較的高金利であった時、あるいは、貸し渋り・貸し剥しなどの信用収縮時においては、貸与件数、金額ともに多くなっている。低金利、金余り時代であるここ数年においては、あまり利用されていない。

#### 2. 1. 5 設備貸与残高

平成17年12月31日における設備貸与残高は、次のとおりである。

制度	債務者区分	契約先数	契約件数	設備相当額 (円)	金利・保険料 相当額 (円)	合 計 (円)	
国	正常先	34	47	327,051,300	15,139,911	342,191,211	
	延滞先等	14	17	170,818,847	6,205,291	177,024,138	
	割賦販売	48	64	497,870,147	21,345,202	519,215,349	
	正常先	23	34	211,073,200	29,682,100	240,755,300	
	延滞先等	15	18	155,271,022	4,838,500	160,109,522	
	リース	38	52	366,344,222	34,520,600	400,864,822	
	正常先	57	81	538,124,500	44,822,011	582,946,511	
	延滞先等	29	35	326,089,869	11,043,791	337,133,660	
			86	116	864,214,369	55,865,802	920,080,171
	県	正常先	25	36	284,654,786	13,136,368	297,791,154
		延滞先等	4	4	57,833,790	0	57,833,790
		割賦販売	29	40	342,488,576	13,136,368	355,624,944
		正常先	11	15	140,067,300	21,523,500	161,590,800
		延滞先等	0	0	0	0	0
リース		11	15	140,067,300	21,523,500	161,590,800	
正常先		36	51	424,722,086	34,659,868	459,381,954	
延滞先等		4	4	57,833,790	0	57,833,790	
			40	55	482,555,876	34,659,868	517,215,744
		正常先	93	132	962,846,586	79,481,879	1,042,328,465
	延滞先等	33	39	383,923,659	11,043,791	394,967,450	
合計		126	171	1,346,770,245	90,525,670	1,437,295,915	

延滞先等のうち、償還の可能性が極めて低い破綻先に対する貸与残高は2億400万円（総残高の14.2パーセント）（上の表の合計ベース。以下同様）、償還に疑義のある未収先に対する貸与残高は1億4,800万円（総残高の10.3パーセント）となっている。

## 2. 2 中小企業に対する政策金融の存在意義

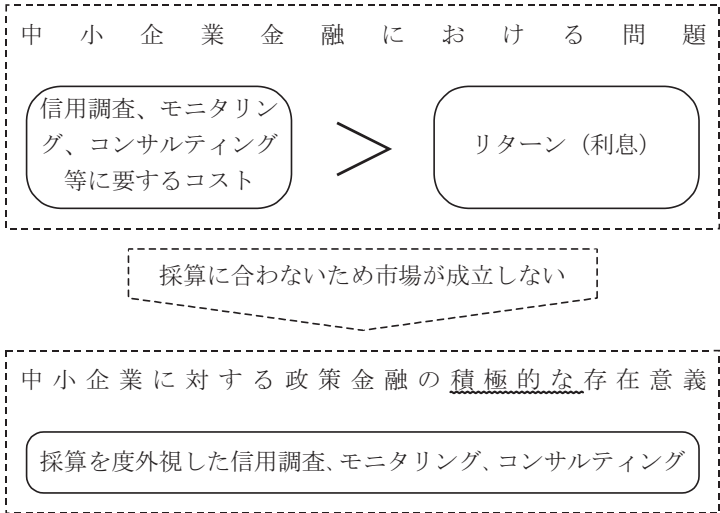
### 2. 2. 1 積極的な存在意義

一般に、中小企業は、その資金需要も小さく、民間金融機関にとって効率のよい融資先とはなりえない。

信用調査、経営状況の把握（モニタリング）、さらにはコンサルティング等に要するコストは、融資規模に関わらず一定程度発生する。一方で、比較的小口となる中小企業に対する融資の収益性は低い。コストに見合うだけのリターンを求めることとなれば、経営基盤が脆弱な中小企業にとっては受け入れがたいものとなる。そのため、市場に任せておいても、中小企業に対する十分な融資が行われることはない。

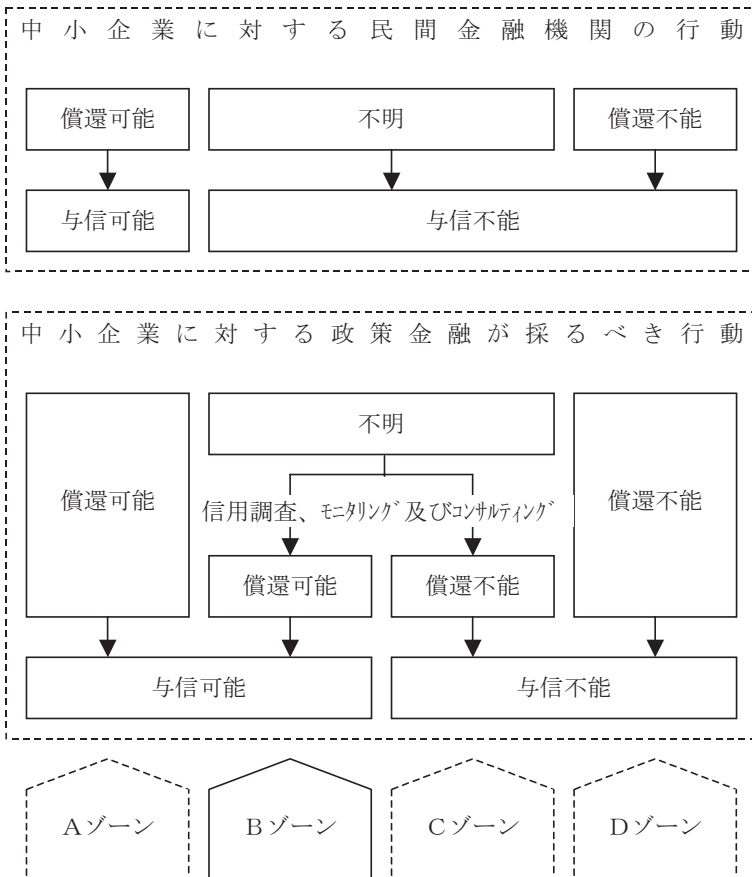
しかるに、わが国経済の発展に中小企業の存在は欠かせない。活力溢れる中小企業を政策的に支える必要性は高い。ここに、採算に合わないものとして金融市場から締め出された中小企業を、政策的に支えていくための金融、すなわち政策金融が求められるのである。

換言すると、政策金融の存在意義は、通常であれば採算の観点から信用調査等が十分に行われることのない中小企業に、採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、信用供与を受ける道を開くことにある。



2. 2. 2 消極的な存在意義

中小企業に対する政策金融は、税金負担により行われるものである。最小の経費で最大の効果をあげるところを求められる。民間でできることは民間で行うべきであり、民業圧迫も避けなければならない。また、償還の見込みのない信用供与を行って、不必要な税金負担を生じさせてはならないことは言うまでもない。具体的には、下図のAゾーン、Cゾーン及びDゾーンでないことが求められる。



Aゾーンでないこと

Aゾーンは、特段の信用調査・モニタリングをするまでもなく、与信可能と判断できる与信先である。与信先は、他の民間金融機関と比較して利用しやすい長期・低利の融資として選択し、政策金融側としても安全性が高い先として信用供与するのである。

この場合、民間金融機関に対しては民業圧迫となる可能性がある。税金負担のうえで与信先に対して長期・低利融資のメリットを与える必要もない。民間金融機関で与信することができる以上、政策金融が必要とされるゾーンではない。

Cゾーンでないこと

Cゾーンは、十分な信用調査、モニタリング及びコンサルティングをした上で、なお、償還不能と判断される先である。

事業に対する信用供与を行う以上、結果として一定の貸倒れが生じることは止むを得ない。しかし、税金負担での信用供与であり、最小の経費で最大の効果をあげることが求められるのである。

Dゾーンでないこと

Dゾーンは、特段の信用調査・モニタリングをするまでもなく与信不能と判断できる先、あるいは、長期にわたって取引を行いある程度の信用力を把握している民間金融機関が与信不能と判断した先である。民間金融機関は自行の融資を保全するために、与信先は企業の生き残りをかけて、政策金融を利用しようとするのである。

この場合、政策金融が予定していない貸倒れという税金負担が生じるリスクがあり、そのようなリスクを負ってまで、与信先あるいは民間金融機関にメリットを与えることはない。

2. 2. 3 中小企業に対する政策金融の存在意義

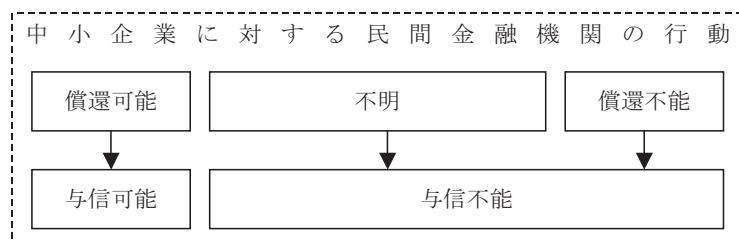
以上の検討の結果、中小企業に対する政策金融の存在意義及び検討の視点は次のとおりとなる。

存 在 意 義		検 討 の 視 点
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受ける道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。 既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。
	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか。
消極的な 存在意義	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。

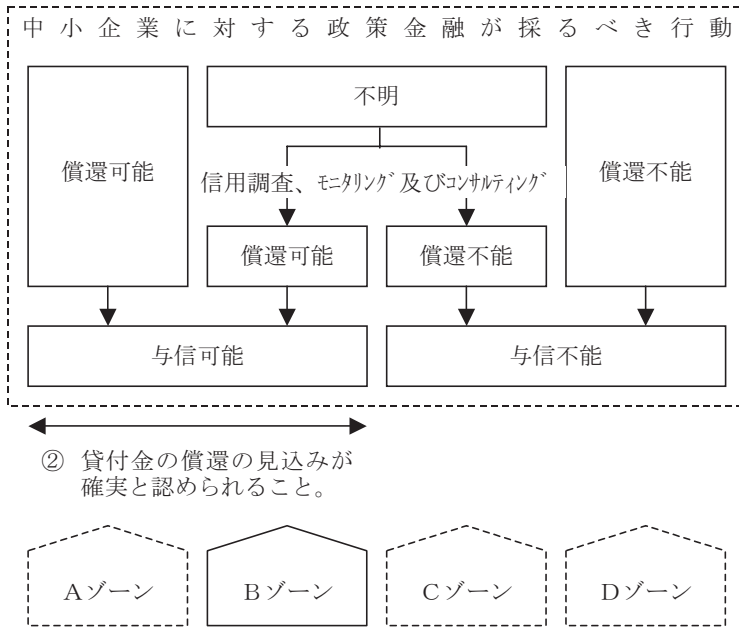
2. 3 全般的な検討

2. 3. 1 貸与対象者

制度上、貸与対象者とは、貸与設備の導入に係る資金を銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難であり、かつ、貸付金の償還の見込が確実に認められる者とされている。これを前述の図を使って表すと次のようになる。



① 対象設備の導入に係る資金を銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難である。



貸与対象者を **かつ** とする考え方は、中小企業に対する政策金融の消極的な存在意義の考えに合致している。また、**かつ** という貸与対象者がありうるためには、信用調査等を行うことが前提となり、その意味で積極的な存在意義の考えにも合致している。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受ける道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか。	
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

2.3.2 経営状況調査のあり方

貸与申込時に過去3年の決算書を求め、現地調査等の結果を踏まえて、「設備貸与診断調査結果表」が作成される。このような診断調査に通常2～3日を要する。

【指摘事項】

財務内容について、利益率、回転率等の比率分析など比較的簡便な方法により検討されている。民間金融機関では不可能な、採算を度外視した信用調査を行うことに当制度の存在意義があるのであり、精緻なキャッシュフロー分析等、相当程度の信用調査を行うことが求められる。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	×
		既に民間金融機関が一定の信用力に対	

	る道を開くこと	する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

### 2. 3. 3 小規模企業者等について

中小企業に対する政策金融である当制度の貸与対象者となる「小規模企業者等」とは、資金助成法のなかで次のように定められている。

小規模企業者	常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業の場合は5人）以下の事業者
小規模企業者 以外の中小企 業者	常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人（小規模企業者を除く。）のうち次の要件を満たすもの ・ 銀行及び政府系金融機関（国民生活金融公庫、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を除く。）からの借入金残高が3億円以下であること。 ・ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ・ 大企業者からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。
創業者	1月（会社を設立する場合は2月）以内に創業する具体的計画を持っている者 創業後5年以内の者

#### 【指摘事項】

従業員数、経常利益額といった基準により、貸与対象者を画一的に定めている。直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下である企業が上限6,000万円の融資を受けるに際して、「経営基盤が脆弱」で「銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難である」と考えられるかなど、検討すべき余地があろう。

制度として運用する以上、一定の基準を設けることは必要であるが、中小企業に対する政策金融の趣旨に鑑みて、あくまでも最低限の条件として捉えるべきであり、Aゾーンとならない実質的な判断が求められる。

	存在意義	検討の視点	検討結果
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け る道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

### 2. 3. 4 貸与決定のあり方

経営状況調査を経た後、外部者からなる審査会で貸与の可否が検討される。審査会の構成メンバーは、次のとおりである。



(審査会メンバー)

中小企業金融公庫	次	長
国民生活金融公庫	次	長
商工組合中央金庫	次	長
鳥取県信用保証協会	業 務 部	長
鳥取県産業技術センター	セ ン タ ー	長
鳥取県商工労働部	担 当 者	

【指摘事項】

平成15、16及び17年度に開催された審査会に関する資料を査閲したところ、民間金融機関と同等の視点、すなわち、償還可能性の有無のみが検討されていた。他の民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか（Aゾーンでないこと）という視点に欠けている。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け る道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることが できなかったかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であつた かどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用さ れていないか。	

2. 3. 5 第三者保証人を一律に求めること

制度上、原則として連帯保証人2名を求めている。そのうち1名は代表者、1名は第三者、すなわち貸与企業から所得を得ていない者である必要がある。

【指摘事項】

代表者に対して保証責任を求めることは、経営責任の自覚を促すためにも必要な措置である。しかしながら、制度上一律の条件として第三者保証人を求めていることは、民間金融機関が十分な信用調査等を行う代わりに担保を求めることと同等であり、政策金融の積極的な存在意義に反している。

民間金融機関は信用調査等を行う代わりに担保を求めて、担保提供できない中小企業には融資しない。担保を提供できるのであれば、政策金融でなくとも民間金融機関が融資する可能性が高い。十分な信用調査のうえで、結果として第三者保証を求めるのであればよいが、一律に第三者保証を求めるのであれば、実質的に民間金融機関の中小企業に対する融資行動と同等である。債権の保全を求めるあまり、制度自体の存在意義に反する結果となっている。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け る道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	×
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	×
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることが できなかったかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であつた	

		かどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

## 2. 4 個別的な検討

## A社

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成15年7月1日	正常先	県	割賦	21,820,071円	14,697,580円

平成15年6月24日設備貸与審査会

「財務内容もよく、問題点はない。設備の必要性も認められる。」

設備貸与診断調査結果表

「受注状況の好転により、収益性・生産性とも好転している。償還は可能。」

## 【指摘事項】

自己資本が充実しており（自己資本比率51パーセント）、金融機関と正常な取引を行っている。設備貸与制度による必要はない。

	存在意義	検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受けざる道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか。	x
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

## B社

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成17年9月28日	正常先	国	割賦	14,422,628円	14,357,108円

平成17年9月7日設備貸与審査会

「取引先が1社のため、緊密な取引関係であるがリスクも抱えている。今後はリスク分散のため、受注先の拡大も必要である。当面の受注は確保されており、売上の80パーセントは加工賃収入であることから安定した利益も予想され、約定返済は可能と思われる。貸与は適正と思われる。」

設備貸与診断調査結果表

「個人資産の含みが大きく企業体力にゆとりを有する。一般の金融債務はなく、取引さえも経験がない。」

## 【指摘事項】

自己資本が充実しており（実質的な自己資本比率77パーセント）、返済余力は十分認められる。当該設備貸与を行うよりも、民間金融機関との取引関係を構築するよう支援していくことが必要である。

	存在意義	検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対	

	る道を開くこと	する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

## C社

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成15年11月1日	正常先	国	割賦	25,265,560円	18,329,800円

平成15年6月24日設備貸与審査会

「借入金は少なく、自己資本比率は高く、減価償却も十分とっており、特に問題はない。新規事業を拡大するための設備導入であり、必要性は認められる。」

設備貸与診断調査結果表

「収益性は悪化しているものの、生産性、健全性は具備している。」

## 【指摘事項】

従業員数20人以下の要件を満たす企業であり、国の制度（割賦販売）を利用している。自己資本1億1,900万円を有しており（自己資本比率47パーセント）、貸与額からみても返済余力は十分認められる。直近3事業年度の平均売上4億1,700万円、経常利益2,000万円の企業が2,500万円の融資を民間金融機関から受けることができないとは考えにくい。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け る道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

## D社

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成15年8月1日	正常先	国	割賦	3,835,149円	2,628,071円

平成15年7月24日設備貸与審査会

「特別損失は一過性のものであれば問題ない。金融機関からの支援体制はとれており、償還については問題ない。本業では、減価償却は満額償却、利益も上げており、投資額からみて問題はない。投資額からみて本来自己調達が可能と思われる。投資効果も期待できることから問題はない。」

設備貸与診断調査結果表

「売上の増加に伴い収益性、生産性は好転している。償還は、当然資金繰り償還となるが、可能と思われる。」

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
------	----	----	----	-----	------

平成17年8月23日 正常先 国 割賦 35,143,511円 34,930,643円

平成17年7月6日設備貸与審査会

「財務の資産内容に大きな疑問点があり問題を抱えていて、運転資金の調達が必要な企業である。その調達にメイン銀行が、支援の体制を持っていると推察される。本業の売上は、当面大きな変動なく推移し、ここ2～3年のキャッシュフローが確保できるものと推察されることから返済は可能と思われる。」

設備貸与診断調査結果表

「現状の4億円程度の売上を維持すれば利益を計上できる体質である。資産に長期貸付金4億8,000万円、仮払金9,500万円、子会社への貸付金がある。年々その額は増加している。これを不良債権と認定すれば当社は債務超過となる。

流動資金が少なく、売掛債権の回収が長期化しているため、短期資金の借入が不可欠である。減価償却、利益は、ここ3年間4,000～5,000万円を計上しているものの、今後も短期資金の借入に依存した資金繰り償還となる。返済原資の安定確保は、取引金融機関の子会社を含めた金融支援態度にかかっている。」

【指摘事項】

実質債務超過、メイン銀行による金融支援を受けている先に信用供与する必要はない。

少なくとも、企業の経営状況はメイン銀行が把握しており、採算面から信用調査等が十分に行われぬ企業ではない。財団法人鳥取県産業振興機構が新たに調査したとしても、長きに渡り取引を行ってきたメイン銀行が把握している以上の状況は把握できないであろう。不良債権の可能性のある資産についての調査も不十分である。貸与の対象となる設備は、従前設備の老朽化に伴う更新によるものであり、技術の評価に長けた財団法人鳥取県産業振興機構が独自の判断をする余地は少ない。

結果として、メイン銀行の判断・評価に従っているだけであり、中小企業に対する政策金融としての存在意義はない。

このような財団法人鳥取県産業振興機構の貸与は、貸与先・メイン銀行ともに歓迎されるものである。しかしながら、それは与信残高を圧縮したい金融機関の存在が前提となっており、間接的な金融機関の債権保全策として利用されているに過ぎない。仮に諸々の事情から償還可能と判断されたとしても、税金負担の上で貸与する必要はない。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受けようとする道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	×
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	×
消極的な存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	×

E社

契約開始 分類 制度 種類 貸与額 貸与残高  
平成16年3月1日 正常先 国 リース 17,875,200円 13,406,400円

平成15年12月22日設備貸与審査会

「資金の延滞等はないが、経営面は厳しい状況が窺える。受注面で好転してきており、売上、利益の好転も期待できる。資金的には現状規模の融資が限界と思われる。」

地元大手企業の下請再編成に生き残ったことは、小規模ながら技術力が認められた企業と認識している。受注が確保されていれば問題はないと思われる。」

設備貸与診断調査結果表

「平成14年3月期の大幅な受注の落ち込みにより大きな赤字を計上し、財務内容も大幅に悪化している。一方で、現状では受注も回復しており、11月には360万円の売上を達成している。従って、減価償却、利益も計上できるところまで回復しており、受注見通しも平成16年6月まで長期受注が決まっております、資金繰り償還は可能と思われる。」

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成16年9月1日	正常先	国	割賦	2,836,959円	2,435,640円

平成16年7月28日設備貸与審査会

「前回投資の補完的投資であり、今回の設備導入により前回投資が効果的となる。受注増加、売り上げ増加に対応するための投資として支援する。設備貸与は適正と思われる。」

設備貸与診断調査結果表

「平成14年3月期の受注の落ち込みにより累積損失が膨らんだが、その後受注状況の好転により、持ち直している。昨年9月ごろから受注状況は繁忙。得意先に受注を断ることが多々生じている。今期に入ってから毎月400~450万円の売上を計上し、利益も出している。今後の受注見通しも良好であり、現状の受注状況が継続すれば資金繰り償還は可能と考える。」

【指摘事項】

債務超過額が総資産額の50パーセント超となっており、資金繰りは相当厳しい状況にあると推察される。そのような中で、単に受注が上向いているため償還可能と判断することは早計である。どの程度の受注（売上）が見込めれば償還可能なのかという程度の問題を見極める必要がある。にもかかわらず、簡便なキャッシュフローの計算により判断していることは、十分な信用調査が行われているとはいえない。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受けられる道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	×
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかったかどうか。	
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

F社

契約開始	分類	制度	種類	貸与額	貸与残高
平成11年1月1日	正常先	国	リース	18,597,600円	221,400円
平成12年8月1日	正常先	県	割賦	34,412,109円	8,138,203円
平成13年2月1日	正常先	県	割賦	25,452,818円	7,872,341円
平成13年9月1日	正常先	県	割賦	15,314,580円	6,054,689円
平成14年3月1日	正常先	県	割賦	15,842,845円	7,446,545円
平成14年6月1日	正常先	県	割賦	6,855,318円	3,479,763円

平成17年 1月 1日	正常先	県	リース	6,354,000円	5,189,100円
					38,402,041円

## 平成16年 9月現在の借入金の状況

メイン銀行	1億5,300万円	(83%)	長期
サブ銀行	300万円	(2%)	長期
政府系銀行(2行)	900万円	(5%)	長期
取引先	1,900万円	(10%)	長期
合計	1億8,300万円	(100%)	

## 債権管理の状況

平成15年 1月23日	支払猶予 の申し出	平成15年1～3月分について猶予を申し出。大口の仕事がなくなったため、7、8月は売上が低迷。新規の仕事の開拓により9月より受注量が増加。1月以降についても確保できている。メイン銀行へはまだ減額の申し出はしていないが、政府系銀行に短期の借入資金について申し込みしており、2月か3月に借り入れの予定。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	支払猶予の申し出は止むを得ないものと認め、支払を3ヶ月猶予したい。
平成15年 3月28日	再度支払 猶予の申 し出	平成15年1月23日に取り交わした「覚書」どおりの支払ができない。予定していた政府系銀行の融資が受けられなくなったので、資金繰りが付かなくなった。1月に見込んでいた新規の仕事が採算ベースにのらないため、3月以降取引を中止した。その為売上減となった。メイン銀行への返済を半分に減額するよう申し出ている。この減額分で5月より毎月の約定支払分は支払いたい。支払猶予分については4月25日に返済計画を提出したい。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	4月25日提出予定の返済計画書を待って対応を検討したい。
平成15年 4月9日	状況報告	メイン銀行への支払金額の減額申し出は4月8日に決着した。書類の締結を急いでいるが、4月25日頃になる予定である。
平成15年 5月7日	状況報告	メイン銀行への支払金額の減額申し出について5月7日時点で未決着。財団法人鳥取県産業振興機構への返済計画の立案不可。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	メイン銀行への返済金額の減額申出を5月支払分より強行してもらおうよう申し伝えた。5月26日の返済計画の提出を待って、未収債権の回収にあたりたい。
平成15年 5月28日	状況報告	メイン銀行への支払金額の減額申し出については、承認されないため現在も満額返済中。業況は回復基調にあり、10月頃未収分について一括返済をしたい。
	財団法人 鳥取県産 業振興機	業況も回復基調なので、申し出どおりに回収していきたい。

	構の方針	
平成15年 6月17日	状況報告	順調に受注あり、多忙である。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	事業は順調に推移しているため、前回に立案した支払計画に基づき、未収債権を回収したい。
平成15年 8月28日	再々度支 払猶予の 申し出	平成15年8月29日から平成15年10月31日までの支払期日分の返済ができなくなったため、1ヶ月先延ばししてほしい。5、6月の不振がカバー出来かねているが、7月以降は回復基調なので、何とか乗り切る経営努力をしたい。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	約定分の賦払金及びリース料の支払い厳守、変更後の支払い計画書の取付、を条件として、1ヶ月の支払変更を承認したい。
平成15年 11月21日	状況報告	受注は良好。
	財団法人 鳥取県産 業振興機 構の方針	9月以降、事業も好転し、現在は設備もフル稼働状況である。本年度に発生した未収も11月にて回収完了予定である。大口の設備貸与先であるので、今後とも業績の推移を見守りたい。
平成15年 12月	未収分回 収完了	
平成17年 1月	新規貸与	5,754千円。順調な返済をするには、引き続き経営改善計画に基づいた現状の経営内容を維持することが必要である。今後の取引条件に必要な設備であり、貸与に応じて良いと思われる。
平成17年 6月	支払猶予 の申し出	業績不振により支払猶予の申し出あるも、承認不可。にもかかわらず6～9月分未収。
平成17年 10月	未収分回 収完了	6～9月未収分について一括回収。正常債権へ復帰。

## 【指摘事項】

F社に対する債権管理において、次のような問題点が指摘される。

- ・ 本来、短期の運転資金を融資する手段を持たない財団法人鳥取県産業振興機構は、企業の短期的な資金繰りについてまで融通することが制限される。支払猶予に応じることは、企業の短期的な資金繰りに融通するのと同等の行為である。設備貸与制度の本来の姿ではない。
- ・ 仮に、中小企業支援の観点から、支払猶予という実質的な短期資金の融通を認めたとしても、少なくともメイン銀行が応じない段階で、支払猶予に応じるべきでない。

確かに、メイン銀行の残高1億5,300万円のうち信用保証協会の保証が付されているものが1億1,900万円あり、これを除けばメイン銀行と財団法人鳥取県産業振興機構の残高シェアは、ほぼ同等となる。だがしかし、そのような状況を加味しても、一方的に財団法人鳥取県産業振興機構のみが支払猶予に応じるような結果を招く措置は避けるべきである。

- ・ 当初の支払猶予の申し出の際に、受注状況の把握、メイン銀行等への交渉の状況等、財団法人鳥取県産業振興機構としての検討が不十分である。この時点で、貸与先、メイン銀行を含めた対応方法の十分な検討がなされたとは考えられず、対症療法的な支払猶予が行われたと言わざるを得ない。
- ・ 支払猶予について、その間の金利（延滞利息等）を求めることなくなされている。さらに、平成17年6～9月分について、支払猶予を承認しなかったにもかかわらず未収となり、その後の一括回収に

より正常復帰している。貸与先企業の不誠実に対しては、厳然とした態度で臨むべきであり、これをもって「支援」と考えることはできない。未収となれば期限の利益を喪失し一括請求せざるを得ないこと、メイン銀行から短期運転資金の融資を受けること（メイン銀行には保証協会の枠が残っていたと推察される）等、貸与先企業に指導していくことが「支援」である。

- ・ 結果として、当事者の中で唯一、財団法人鳥取県産業振興機構のみが本件のリスク・コストを負担している。貸与先企業を支援するのみならず、民間の金融機関までを支援する必要はない。また、貸与先企業にとって、金利負担のない「便利」な金融機関となる必要もない。

債権管理とは、貸与先企業の強い要望と民間金融機関の厳しい態度の狭間に立たされる非常に困難な作業である。一方、財団法人鳥取県産業振興機構が行う当該設備貸与制度は、税金負担のもとで実施されるものである。その中で、財団法人鳥取県産業振興機構として「なすべき支援」と「なすべきでない支援」を明確にし、最小の経費で最大の効果を求めていく必要がある。

存在意義		検討の視点	検討結果
積極的な 存在意義	採算を度外視して十分な信用調査、モニタリング、さらにはコンサルティングを行い、中小企業が信用供与を受け る道を開くこと	民間金融機関では困難な独自の評価を行っているかどうか。	×
		既に民間金融機関が一定の信用力に対する評価を行っていないか。	
消極的な 存在意義	Aゾーンでないこと	民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか。	×
	Cゾーンでないこと	結果として止むを得ない延滞であったかどうか。	
	Dゾーンでないこと	民間金融機関の保全手段として利用されていないか。	

### 3 監査の結果に添えて提出する意見

#### 3. 1 信用保証制度との違い

信用保証協会が行う信用保証制度は、民間金融機関が企業に融資を行う際に、その一部又は全部に保証を付することによって、貸倒れとなった場合の信用リスクを補完するというものである。

この場合、保証されていない部分の信用リスクは、依然として民間金融機関が負っており、その程度により市場原理に応じた与信判断がなされる。つまり、与信可能かどうかの判断は、民間金融機関の判断に従わざるを得ないのである。

従って、中小企業に対する小口融資が、信用調査等を十分に行われることも無く市場から排除されるということは、信用保証制度では解決しきれない問題である。

信用保証制度は、信用リスクが高いとされる融資先の「リスク」を公が負担することによって金融の円滑化を図る制度である。一方、設備貸与制度は、リスクを適切に評価・管理されない中小企業に対する信用調査等に係る「労力」を公が負担し、中小企業の支援を図る制度である。両者は、同じく政策金融という範疇にあるものの、その目的・手法が全く異なる制度である。その点で本件のような設備貸与制度は、独自の存在意義を有している。

#### 3. 2 中小企業に対する政策金融の存在意義の明確化

市場原理が強く働く「金融」という世界の中で、公的な目的を実現することは非常に困難である。監査の結果で指摘したような副作用、すなわち、民間金融機関の保全の手段、単に民間金融機関よりもコスト等が有利であるとの判断に基づく利用、民業圧迫といった事態を招く可能性は高い。単にリスク・リターンを判断すればよいという民間金融機関とは、自ずと視点が異なるはずである。中小企業に対する政策金融の存在意義を、いま一度明確にする必要がある。

一方で、監査の結果に記載したように、近年、設備貸与制度の利用が極めて少なくなっている。貸し渋り、



貸し剥しといったことが言われた時代に比べると、半減以下である。今回査閲した貸与先の中には、中小企業に対する政策金融として適切でないもの、すなわちAゾーン、Dゾーンと考えられるものが相当数見受けられた。これらを除けば、本来の政策目的に合う貸与先は、今以上に減少することになる。

採算にあわないものとして十分な信用調査等を受けることもなく融資を断られる中小企業は、県内でも相当数あるであろう。しかしながら、そのような企業が、設備貸与制度（割賦販売、リース）といった資金需要を持っているとは限らない。むしろ、比較的短期の運転資金などを必要としているのではなかろうか。それが、そのようなメニューのない設備貸与制度の利用が低迷している原因の一つと言えよう。

設備貸与制度は、中小企業に対する「金融的な支援」と「設備の近代化、合理化等を推進する誘導的な支援」が同時に盛り込まれた制度と言えよう。二兎を追っていることが、制度の利用率を低めているのではなかろうか。異なる目的は、異なる手段によって実現を図る方が、より大きな効果を生み出すように思われる。

中小企業に対する政策金融の存在意義を明確化するためにも、設備貸与といった中期の設備資金に加え、運転資金というメニューを追加し、民間の金融機関並みの総合的な金融業務を行うことが求められよう。その場合、少なくとも今以上の信用調査、モニタリングあるいはコンサルティング能力が求められることは言うまでもない。あるいは、より純化して考えると、現実の融資は行わず、指導・支援に徹して、中小企業と民間金融機関の橋渡しとなることも考えられよう。

